

令和6年度

# 県立学校教育指導の重点

<県立高等学校・県立特別支援学校・県立中等教育学校>

群馬県教育委員会

高校教育課

特別支援教育課

健康体育課

# 目 次

令和6年度教育委員会運営方針	1
<b>I 県立学校教育指導の重点</b>	2
1 県立高等学校指導の重点	3
2 県立特別支援学校指導の重点	4
3 県立中等教育学校指導の重点	4
<b>II 学校経営の充実</b>	5
群馬県立高等学校における教育課程編成及び実施上の指針	7
県立高校等ICT活用指針	8
<b>III 児童生徒健全育成の充実</b>	9
生徒指導	10
キャリア教育・進路指導	11
学校安全	12
学校保健	13
学校図書館教育	14
人権教育	15
道徳教育	16
主権者教育	17
<b>IV 高等学校等における教科等の指導の充実</b>	18
国語	19
地理歴史	21
公民	23
数学	25
理科	26
保健体育	27
芸術	29
外国語	31
家庭	32
情報	33
理数	34
農業	35
工業	36
商業	37
水産	38
福祉	39
総合的な探究の時間	40
特別活動	41
<b>V 定時制・通信制教育の充実</b>	43
<b>VI 障害に配慮した指導の充実</b>	44
1 高等学校、中等教育学校の特別な支援を必要とする生徒への教育	44
2 特別支援学校の幼児児童生徒への教育	44
(1) 各障害種等における配慮事項について	44
視覚障害教育 / 聴覚障害教育 / 肢体不自由教育 / 病弱教育 / 知的障害教育	
(2) 各教科等の指導における留意事項等について	46
準ずる教育を行う場合の教科等の指導について / 自立活動の指導について / 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱い	
3 特別支援学校が行う助言又は援助（センター的機能）	48

## 令和6年度 教育委員会運営方針

群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）が掲げる目標である「最上位目標」及び「群馬の教育が目指す学習者像」の実現に向けた様々な事業を、「目標実現のために持ち続ける視点」及び目標とのつながりを意識しながら進めます。

令和6年度（2024年度）は、児童生徒や教職員のエージェンシー向上、多様化・複雑化・深刻化する児童生徒の支援や課題への対応、それを支える教職員の働き方向上などに係る施策や、それらに必要な体制や設備の整備等に重点的に取り組み、計画を着実にスタートアップさせて、児童生徒・教職員・県民一人一人と社会のウェルビーイングに向けた、より良い群馬県の教育の実現を図ります。

その中でも、以下の事業に特に力を入れていきます。

「非認知能力の評価・育成」について、研究者、教育実践者、群馬県教育委員会・学校関係者から構成される「専門家委員会」を引き続き設置し、助言を受けながら、指定校での実践研究や、令和5年度（2023年度）に群馬県が日本の自治体として唯一参加したSSES（OECDが実施する社会情動的スキル（感情のコントロール、他者との協働、目標の達成といった力）に関する調査。）の結果分析や活用方法について検討を行い、「群馬モデル」の作成に向けた具体的な取組を開始します。

「不登校児童生徒等への支援の充実」について、不登校で悩む児童生徒、保護者、教職員からの相談に対応し、関係機関へつなぐ総合窓口となる「心と学びのサポートセンター『つなぐん』」を総合教育センター内に開設します。関連事業を集約するとともに、オンラインによる学びの場を提供するなど、学校外の支援の充実と切れ目のない支援を推進します。

また、不登校児童生徒等への学習支援や居場所づくりなどの支援の充実を図り、児童生徒が自ら社会とつながろうとする力を高められるよう、フリースクールに対する事業費補助を実施します。

更に、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置により、悩みや課題を抱える児童生徒の支援を推進します。

「教職員の働き方向上」について、市町村立学校にはスクール・サポート・スタッフを、県立学校等には会計年度任用職員を事務補助者として配置し、教員が、児童生徒に対する学習や生活に係る「本来の」業務に専念できる環境を整えます。

また、高校入試の出願や採点を電子化するとともに、県立特別支援学校・県立高等学校及び中等教育学校における校務支援システムの導入・更新を通して、県立学校のDXを加速させます。

「インクルーシブ教育の推進」について、障害のある子もない子も同じ場所で共に学ぶための「インクルーシブな学校」のモデル校設置に向けた調査研究を実施するとともに、保護者・学校現場・県民等への理解促進を図る取組を進めていきます。

# I 県立学校教育指導の重点

各学校が果たすべき役割を明確にし、創意と活力に満ちた教育を実践する。

特に、心身ともにたくましい、心豊かな児童生徒の育成を目指し、社会性や規範性の涵養、基礎・基本の定着、主体的に判断・行動できる力の育成、児童生徒一人一人の個性や能力・適性等に応じた指導の充実を図り、「生きる力」を育む。

- 情報化やグローバル化の急速な進展など社会の変化や、生活様式の変化に対応した教育を行うとともに、児童生徒の減少期にあつて、各学校が、主体的かつ積極的に教育内容の充実・改善に努め、各学校の中・長期的な在り方を見据えて、特色ある学校づくりを一層推進する。
- 教育課程については、学習指導要領の十分な研究と理解の上に立ち、適切な編成に努めるとともに、その実施に当たっては、常に点検・評価を行う。  
必履修教科・科目及び総合的な探究の時間（総合的な学習の時間）については、教育課程に明確に位置付けられているか、指導の内容・方法・評価が適切なものになっているか、授業時数が確保されているか等について特に配慮する。
- 教育イノベーションを推進し、1人1台端末をはじめとしたICTを活用したデジタル教育で広い世界とつながる「群馬ならではの学び」を実践するとともに、教科横断的な学びを通じて、実社会での課題発見・解決に生かしていくための「STEAM教育」を推進することで、群馬の子どもたちから「始動人」（自分の頭で未来を考え、動き出し、生き抜く力を身に付けた人材）を育てる。
- 学校を挙げて組織的な授業改善の一層の推進を図り、児童生徒が充実感や成就感を味わいながら、個性を生かして主体的に自己の能力を伸長させることができるよう、基礎・基本の定着を図るとともに、自ら学び、考え、判断できる能力を育成する。また、ICTを最大限活用し、個別最適な学びと協働的な学びを通して、児童生徒の可能性を高める。
- 児童生徒が自己の在り方生き方を考えて主体的に進路を選択することができるよう、望ましい勤労観・職業観を育成し、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を身に付けさせるために、教科等横断的・継続的にキャリア教育を一層推進する。
- 各学校の教育目標の達成に向けた具体的な教育内容を実現するため、自己評価・学校関係者評価を行い、その結果を公表するとともに、家庭、地域社会、関係機関等との連携を推進し、教育の専門機関としての学校が果たすべき役割を踏まえて、時代の要請に的確に対応した教育を行う。
- 特別な支援を必要とする生徒（発達障害等）の指導に当たっては、校内支援体制を構築するなど、共通理解の下で、個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導や支援の充実に努める。

## 1 県立高等学校指導の重点

各学校の実態等に配慮した教育課程の下で、特色ある学校づくりを推進するとともに、教育内容を厳選し、基礎的・基本的な知識・技能の習得と、思考力・判断力・表現力等の育成のバランスに配慮した指導を行う。また、学校の教育活動全体を通して、生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和の取れた育成を図る。

- 生徒や地域の実態等を十分に踏まえた適切な教育目標・教育計画を策定し、全ての教職員の共通の理解の下で、組織的に実践できる学校運営体制を確立するとともに、家庭や地域社会、関係機関等との連携を深め、広く開かれた特色ある学校づくりを推進する。
- 各教科・科目等の指導に当たっては、高等学校学習指導要領の趣旨を十分に踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視し、評価計画を含めた年間指導計画及びシラバスを作成し、指導と評価が一体化した教育を推進する。  
教科等における教員の専門的知識や実践的指導力の向上や、教育者としての自覚や使命感の高揚を図るために、積極的に授業公開、教員相互の授業研究等の充実に努める。
- 「県立高校等ICT活用モデル」※を活用し、「県立高校等ICT活用指針」に基づき、全ての教職員がICTをより効果的に活用し、教科の学びを深め、生徒の情報活用能力を高めることができるよう努める。 ※群馬県ICT活用教育サポートサイト参照 <https://ict-support.gsn.ed.jp/home/case>
- 生徒が情報を適切に活用・発信できるよう、情報活用能力を育成するとともに、生徒がインターネット等を安全に利用できるよう、ICTリテラシーの向上を図る。
- 教科横断的・継続的にキャリア教育を推進し、大学などの教育機関、企業、関係団体、関係機関等と連携しながら、インターンシップをはじめとした多様な学びの機会を設定することにより、社会的・職業的自立に必要な能力を育成する。
- 特別活動や部活動等を含め、学校教育全体を通して、多様性を認め自他を大切にす心や、自己肯定感や自己有用感を育み、社会性や規範意識を高めるなど、健やかな心の育成を図る。  
また、安全に関する指導や心身の健康の保持増進に関する指導を、保健体育科はもとより、家庭科、特別活動などにおいても、それぞれの特質に応じて適切に行うよう努める。
- 道徳教育については、学校の教育目標を踏まえ、指導の方法や重点を明確にして、学校の教育活動全体を通して行うことにより、その充実に努めるものとし、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの教科の特質に応じて、適切な指導を行うよう努める。

## 2 県立特別支援学校指導の重点

**幼児児童生徒の障害の重度・重複化や多様化、社会の変化等を踏まえ、幼児児童生徒一人一人の障害や特性に応じたきめ細かな指導及び適切な評価に努めるとともに、保護者や地域、関係機関等と連携し、幼児児童生徒の将来への自立と社会参加の実現を目指す。**

- 各障害種別（視・聴・知・肢・病）の専門性を活かした指導内容や指導方法の充実・発展に努めるとともに、GIGA スクール構想によって整備された1人1台端末や障害の状態に応じた入出力支援装置等のICTを活用した個別最適な学びの充実に努める。
- 幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに応える指導・支援を実施するため、教育課程の編成・実施・評価の充実、個別の指導計画の活用を明確にした授業実践の取組の充実等、全ての幼児児童生徒に対し、個別最適な学びの充実にを図る。
- 発達に応じたキャリア段階ごとの指導の充実にを図り、各学部間の連携・協力を密にして、継続性と一貫性のあるキャリア教育を推進し、個別の教育支援計画や「キャリア・パスポート」等を効果的に活用し、保護者や医療、福祉、保健、労働等の関係機関との連携・協力を努める。
- 対面とオンラインを活用したハイブリッド型の新たな取組を積極的に活用し、地域における将来の自立と社会参加を目指す交流及び共同学習の充実に努める。
- 地域や企業、労働機関等と連携し、「進路ガイダンス」や「企業採用担当者学校見学会」等を開催し、障害者雇用に対する理解を高めるとともに、高等部卒業後の就労実現を目指した職業教育の充実に努める。

## 3 県立中等教育学校指導の重点

**中高一貫教育の特長を生かした、ゆとりある学校生活のもと、継続性ある教育指導によって、生徒の多様な個性の伸長を図り、豊かな人間性の育成を重視した教育を実現する。**

- 生徒の実態等を十分に踏まえた適切な教育目標・教育計画を策定し、全教職員の共通理解の下で、組織的に実践できる学校運営体制を確立するとともに、家庭や地域社会、関係機関等との連携を図り、広く開かれた特色ある学校づくりを推進する。
- 中等教育学校における教育課程の編成・実施に当たっては、以下の点に留意する。
  - ① 中学校及び高等学校の学習指導要領の趣旨を理解し、生徒にどのような資質や能力を身に付けさせるかを明らかにした上で評価計画を含めた年間指導計画及びシラバスを作成し、指導と評価の一体化を図った教育を実践する。
  - ② 前期課程については、義務教育課が作成した「学校教育の指針」に基づくものとする。
  - ③ 後期課程については、「群馬県立高等学校における教育課程編成及び実施上の指針」に基づくものとする。
  - ④ 教育課程の基準の特例を踏まえ、6年間を見通した教育課程の編成と実施に努め、中高一貫教育校としての特色化を図る。
- 6年間の計画的・継続的な教育を通して、個性の伸長と調和のとれた豊かな人間性の育成に努める。また、ゆとりのある安定した学校生活の中で、学年の異なる生徒同士が共通の活動を通して社会性を高め、集団の一員としての自覚を深める観点から、特別活動等の充実に努める。
- 生徒が自己の在り方生き方を考え、主体的に将来の進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じた、計画的、組織的なキャリア教育を推進する。
- インターンシップ等の職業体験や地元企業、研究機関等から人材を招いての講演等を通して、働くことや学ぶことの意義を理解するとともに、優れた知識や技術等を学ぶ機会を設ける。

## Ⅱ 学校経営の充実

### 1 教育目標等の設定と学校評価の実施

特色ある学校づくりを推進するために、各学校が適切な教育目標・教育計画を策定し、学校を挙げた組織的な取組を行うとともに、教育活動の質的向上を図るためのカリキュラム・マネジメントに努める。

- 児童生徒の実情、課程や学科の特色及び学校や地域の実情に基づき、各学校で育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校にふさわしい教育目標を具体的に設定し、その目標を達成するために、教職員の創意工夫を生かした教育計画を策定し、組織的な活動を推進する。
- 教育計画の策定と併せて、評価の観点や方法を明確にして、自己評価や学校関係者評価を適切に行う。評価の結果や改善点を家庭や地域社会と共有するとともに、それに基づいて教育計画等の不断の改善を行い、学校経営上の課題の解決につなげる。
- 全ての教職員が学校経営に参加し、連携しながら、学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努める。学校評価についてもカリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意する。

### 2 魅力ある教育課程の編成及び実施

学習指導要領の趣旨を踏まえ、特色ある教育活動を展開し、教育目標を達成するために、各学校の創意工夫を生かした適切な教育課程を編成、実施する。

- 教育課程は、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮して、児童生徒それぞれの能力・適性・進路等に応じられるよう弾力的に編成する。  
教育課程の編成と実施については、7ページに示した「群馬県立高等学校における教育課程編成及び実施上の指針」に基づき行う。
- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、育成を目指す資質・能力を明らかにした上で、評価計画を含む年間指導計画と生徒・保護者向けのシラバスを作成し、指導と評価の一体化を図った教育を実践する。
- 各教科・科目等の指導に当たっては、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、自ら学び、考え、判断できる力を育成する観点から、探究的な活動を積極的に取り入れるよう配慮する。また、各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、理解したり、考えを深めたり、課題解決したりすることに向かう過程を重視した学習を充実させるよう工夫する。
- 総合的な探究の時間及び特別活動については、それぞれの目標やねらいを達成するために、組織的に入念な準備を行い、教育内容の充実に努める。

### 3 授業改善の一層の推進と教職員の資質の向上

授業改善を一層推進するとともに、教職員は、教科等に関する専門的知識に加えて、児童生徒の成長・発達についての深い理解や豊かな人間性などを基盤とした実践的指導力を身に付けるようにする。

- 教職員は、教育者としての使命感や教育的愛情を持ち、日々の授業を通して、専門的知識・技能や広く豊かな教養及びこれらを基盤とした実践的指導力などの資質・能力の向上に努める。
- これからの学校教育の在り方についての認識を深め、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進するために、「新しい学びのための授業改善事業」の趣旨に基づき、指導と評価の一体化に向けた校内研修の充実を図ったり、県総合教育センターにおける研修講座等を活用したりする。

- 学習指導要領の趣旨を踏まえ、知識・技能を習得させるとともに、問題の発見・解決に取り組み、思考力・判断力・表現力等を育成できるような授業改善を推進する。
- 教職員としての使命感や自覚を深めるとともに、児童生徒一人一人に応じた学習指導や生徒指導などを一層充実し、県民の信頼に応えられる教育活動を実践する。

## 4 国際化に対応した教育の推進

**我が国及び世界の国々の文化や伝統を理解・尊重し、互いに共生していく態度を養うなど、国際化に対応した教育を推進する。**

- 外国語による実践的なコミュニケーション能力の育成を目指し、外国語教育の改善・充実に努めるとともに、様々な場面において、主体的に考え、積極的に自己表現できる能力を身に付けさせるよう配慮する。
- 我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを基盤に他国の伝統と文化を理解しようとする態度を育成する。
- 入学式や卒業式など儀式的行事において、国旗を掲揚し国歌を斉唱するよう指導する。

## 5 教育の情報化の推進

**学校のICT環境を整備するとともに、全ての教職員がICTを適切かつ効果的に活用して指導することができるよう、ICTリテラシーの向上に努め、教育の情報化を推進する。**

- コンピュータなどの情報通信機器を適切かつ効果的に活用し、必要な情報を収集、判断、表現、処理、創造し、受け手の状況などを踏まえて発信、伝達できる力を育成する教育を、全ての学校で積極的に推進する。
- 各教科・科目等において、1人1台端末をはじめとするコンピュータや情報通信ネットワーク等のICTを活用し、児童生徒の学習意欲を喚起するよう授業展開を工夫するとともに、情報活用能力の育成に努める。
- 情報発信者の責任や知的財産権・著作権などの情報に関する権利等を理解させ、情報モラルを身に付けさせるとともに、児童生徒をインターネットの有害情報等から守ることについて十分に配慮する。

## 6 開かれた学校づくりの推進

**学校、家庭、地域社会との連携を図り、開かれた学校づくりを進めて、学校の独自性や主体性を発揮した教育活動の展開を図る。**

- 学校評議員制度については、地域の人材の一層の活用に努める。
- 大学や研究機関等との連携については、生徒の学習意欲を高め、個々の興味・関心を持つ学問分野への理解を深めるとともに、生徒の進路意識を高めることをねらいとして、積極的に推進する。
- 社会教育施設での体験学習、ボランティア活動などの社会体験、企業における就業体験などを取り入れるよう配慮する。
- 学校紹介、中学生の体験入学、授業公開などの諸行事や、Webページの効果的な活用を通して、学校の教育活動をより多くの人に積極的に広報するとともに、外部からの意見が取り入れられるよう配慮する。



# 群馬県立高等学校における教育課程編成及び実施上の指針

## 1 趣 旨

この指針は、各県立高等学校が、学校の教育目標の達成に向けて、教育課程を適正に編成し、実施する上での基本方針とその留意事項について定めるものである。

## 2 基本方針

各高等学校は、法令、高等学校学習指導要領及び群馬県立高等学校教育課程編成基準の示すところに従って、適正な教育課程を編成し、実施する。

## 3 教育課程の編成及び実施上の留意事項

(1) 教育課程の編成は、基本方針に基づき、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を考慮して行う。

また、その実施に際しては、学校全体で教育課程を自主的・組織的に管理する体制の整備に努め、目的の如何にかかわらず法令に抵触することのないよう注意する。

(2) 教育課程表に位置付けられた各教科・科目等は、時間割表に適切に位置付けるとともに、年間指導計画（評価等を含む）に基づいた学習内容や評価方法をシラバスに明記し、生徒・保護者等に十分説明するなど、生徒、保護者及び地域社会等に対して学校の説明責任が果たせるものとなるよう留意する。

(3) 教育課程の実施に当たっては、各教科・科目等の目標と特性を踏まえた上で、それぞれの教科・科目の指導内容について、設定した単位数に応じて必要な授業時数が確保され、各教科・科目等の目標が達成されるよう配慮する。なお、原則として時間割内の授業として実施する。

(4) 必履修教科・科目及び総合的な探究の時間については、その趣旨に鑑み、教育課程に明確に位置付けられているか、指導内容が適切なものになっているか、及び授業時数が十分確保されているか等について特に配慮する。

(5) 複数の教科・科目において、相互に関連付けた指導を行う場合には、学習指導要領で示す科目相互の関連を踏まえた指導となるよう留意するものとし、特に次の事項に配慮する。

① それぞれの教科・科目の目標を踏まえ、各単位数に見合った指導内容や授業時間を確保する。

② 評定及び単位認定は、それぞれの教科・科目ごとに行う。

(6) 各教科・科目等の指導に当たっては、生徒がより充実した学習に取り組むことができるよう、指導内容や指導方法の研鑽に努め、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行う。また、教科書の適正な使用に努め、生徒が学習内容を体系的に理解できるようにする。

# 県立高校等 I C T活用指針

ICT教育の推進を図るための指針です。すでに実行している先生も多いかと思いますが、以下のことを心掛けてください。

## (1) Google Classroom、カレンダー等を活用する。

- ・連絡や課題の配信、回収、日程の共有ができるようになります。
- ・Classroomは授業の講座ごとに作る方法と、学級ごとにクラスを作成して教科担当が参加するという方法があります。

## (2) 資料はデジタルデータで配信する。

- ・紙の節約、印刷作業の軽減、情報の整理ができます。
- ・資料や課題の配布、回収、共有等が容易になります。
- ・ドキュメントやスライド、スプレッドシートを使うことで書き込みができます。

また、関連サイトや動画へのリンクを貼り付けることができます。

※手書きが必要なものは、これまで通りノートやプリントを使ってください。

(手書きのものでも撮影してデジタルデータにすると課題の提出や共有ができます。)

## (3) Google フォームや Jamboard 等を活用する。

- ・フォームを使うことで、データを集めやすくなります。
- ・Jamboardを使うと意見交換やアイデアの整理等がしやすくなります。
- ・アウトプットをすることにより、知識の定着や思考力・判断力・表現力の向上を図ることができます。
- ・授業の振り返りや学習の評価をする際の材料として活用することができます。

### Ⅲ 児童生徒健全育成の充実

学校の教育活動全体を通して、児童生徒に、社会をよりよいものにしていく責任は自分たちにあるという公共の精神を自覚させ、諸課題の解決に主体的に取り組むことのできる力を身に付けさせる。あわせて、道徳性と社会性を養い、豊かな人間性と健やかな体をもった児童生徒の育成を図る。

#### ◎ 目標を達成するためのポイント

##### 1 規範意識、社会性の育成と豊かな人間関係の構築

- 学校生活を営む上で必要な規範意識を育成するとともに、社会の形成者としての資質の涵養に向けて、自己指導能力や問題解決能力を身に付けることができるよう、学校の教育活動全体を通して、具体的・実践的な指導の工夫を図る。
- 教職員による生徒への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話等による個と集団への働きかけを日常的に行い、全ての生徒の発達を支える「発達支持的生徒指導」を推進して児童生徒のコミュニケーション能力等を高めるとともに、協働的に取り組む態度を育み、豊かな人間関係の構築を図る。

##### 2 「生きる力」の育成とキャリア教育の推進

- 学校の教育活動全体を通してキャリア教育を推進し、人間としての在り方生き方に関する教育を行い、児童生徒が将来の進路を主体的に選択していく能力や態度を育てる。
- 読書、芸術鑑賞などを通して豊かな心を育むとともに、地域におけるボランティア活動、各種青少年育成団体や青少年赤十字などにおける奉仕活動、就業体験などの社会体験活動を通して、児童生徒の社会貢献や社会参加を進めることにより、課題を発見し、考え、解決のために主体的に行動できる「生きる力」を育成する。

##### 3 ガイダンス機能やカウンセリング指導の充実

- 学校生活への適応や進路選択などの指導に当たっては、児童生徒一人一人にきめ細かな指導・支援を行い、目的意識を持たせるとともに、自他の生命を尊重し、自らの未来に夢や希望を抱きながら、生き生きと学校生活を送ろうとする意欲や態度を育てる。

##### 4 学校安全の徹底と健康な心身の育成

- 安全な学校生活の確保のために、各学校において、事故等が発生した場合の適切な応急措置及び安全管理のための「危機管理マニュアル」を作成し、日頃から安全管理を徹底しておくとともに、危機回避や自己防衛など、児童生徒の安全意識を高めるための指導の工夫を図る。
- 学校や家庭、地域社会における児童生徒の日常生活全般において、積極的に心身の健康を保持増進するための自己管理能力を児童生徒に身に付けさせ、生涯を通じて健康で活力ある生活を営むための資質や能力を育てる。

##### 5 道徳教育・人権教育の推進

- 学校の教育活動全体を通して、人間としての在り方生き方に関する教育を行うことにより、道徳教育・人権教育の一層の推進を図り、自他の生命を尊重する精神、自立の精神及び社会連帯の精神を涵養し、人権を尊重して差別のないよりよい社会を実現しようとする態度を養う。

##### 6 学校・家庭・地域社会との連携の促進

- 学校・家庭・地域社会が、それぞれの立場や役割を理解して効果的な健全育成活動が推進できるよう、相互の連携協力を図る。特に学校は、積極的に情報を公開・発信することで、家庭や地域社会からの理解を得るよう努め、学校・家庭・地域社会の連携に基づいて、児童生徒の指導に当たることができるよう配慮する。

## 生徒指導の目標

学校の教育活動全体を通して、積極的な生徒指導を推進し、児童生徒の規範意識と社会性を育むとともに、各校の実態に応じた重点目標を定め、計画的な指導を展開するなど、生徒指導体制及び教育相談体制の一層の充実を図る。問題行動、中途退学、いじめの問題等生徒指導上の諸課題への対応や、不登校児童生徒及び発達障害等のある児童生徒への支援に当たっては、法令を遵守するとともに、保護者との共通理解の下、学校全体で組織的に取り組む。あわせて、地域、青少年育成団体、関係機関等との積極的な連携を図り、学校と地域社会等が一体となって生徒指導を推進する。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 校内体制の充実

あらゆる教育活動を通して、児童生徒の健全育成に向けた一貫性のある指導を行うために、校長を中心とする全教職員が、自校の課題についての共通の理解を持ち、組織的な指導の展開に向けて校内体制を充実させるとともに、校内研修を積極的に実施するなど、教師一人一人の資質や指導力を高めるよう努める。

#### 2 授業中の生徒指導の推進

児童生徒一人一人に応じた「主体的・対話的で深い学び」が実現できるよう、児童生徒理解の深化を図り、学習意欲を引き出すような魅力ある授業づくりに努めるとともに、課題への取組や意見交換等を通して、授業への参加意識を高める。また、児童生徒の不適切な行為等については、その場で改善指導を行い、授業規律の確保に努める。

#### 3 規範意識の育成

学校は、社会のルールを学ぶ場でもあるという認識に立ち、児童生徒に規則を守ることの必要性を考えさせる機会を設けることなどを通して、校則の意義やその遵守義務などを理解させるとともに、「社会の一員」としての責任と義務について指導する。

#### 4 保護者との共通理解の促進

児童生徒及び保護者に向けて、自校の指導方針や校則等を周知するとともに、児童生徒の自己責任や保護者の監護責任の重要性についての理解を促す。特に保護者には、学校と家庭が共通理解を図りながら連携・協働し、「群馬県青少年健全育成条例」の趣旨にのっとり、児童生徒の健全育成を図ることの意義について理解してもらうよう努める。

#### 5 社会性の育成

学級経営や特別活動の充実を図り、望ましい児童・生徒集団の育成に努めるとともに、適応指導の計画的な実施や、ボランティア活動、インターンシップ等の体験活動の推進などにより、児童生徒の社会性を育む。

#### 6 教育相談活動の活性化

校内の教育相談体制を充実させ、全教職員が児童生徒一人一人の個性を尊重する細やかで温かな指導を行うとともに、個々の課題に対して迅速に対応するよう努める。あわせて、学校の実態を踏まえ効果的にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するとともに、生徒の自死防止等の観点から、心の教育及び生徒の援助希求能力を高める取組を推進する。

#### 7 SNS等に頼らない人間関係づくり

SNS等に頼らない人間関係づくりを促進し、児童生徒が互いに認め合い、支え合うことができるような意識の醸成に努めるとともに、学校ごとに児童生徒が主体となって策定した「スマートフォン利用ルール」や「一人一台端末利用ルール」の定着、改善や家庭と連携した取組の一層の推進を図る。あわせて、学校の教育活動全般を通じて効果的な情報モラル等の指導や講習会等による児童生徒のインターネットリテラシーの向上に努める。

#### 8 いじめの問題への対応

「群馬県いじめ防止基本方針」の趣旨にのっとり児童生徒主体のいじめ防止活動の推進を通じて、いじめを許さない学校風土を醸成するとともに、「学校いじめ防止基本方針」等に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に組織的に取り組む。

## キャリア教育・進路指導の目標

キャリア教育・進路指導においては、小中学校における指導を踏まえ、学校の教育活動全体を通して計画的、組織的な指導を行い、社会の変化に主体的に対応できる能力や、自らの在り方生き方について考え、主体的に進路を選択・決定できる資質や能力を育成するとともに、社会的・職業的自立に向けての基盤となる資質・能力を育成する。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 全体計画の作成

- 学校の教育目標、地域や学校の実態等に基づき、育てたい資質・能力を具体的に設定し、学校全体としてキャリア教育・進路指導を推進できるよう、各教科・科目や特別活動等における指導内容を踏まえ、全体計画を作成する。
- 全体計画に基づき、各教科・科目や特別活動等において育てたい資質・能力等について、キャリア教育の視点から点検・評価を行い、各教科・科目等の年間指導計画の改善・充実を図る。

#### 2 教育活動全体を通じた指導の推進

- キャリア教育・進路指導の全体計画に基づき、育てたい資質・能力等について共通理解を図り、各教科・科目の指導や特別活動等に関連付けるとともに、ガイダンス機能・体験的活動の充実を図り、計画的、組織的な指導を行う。
- 予測が難しい社会にあって、学校から社会・職業への円滑な移行を図り、社会の変化に主体的に対応できる能力及び自らの在り方生き方を考え、将来の進路を主体的に選択する能力を育成する。また、社会についての認識を深め、興味・関心等に応じ、将来の学問や職業の専門分野の基礎・基本の学習によって、個性の一層の伸長と自立を図る。
- 生徒一人一人のキャリア発達を踏まえ、「キャリア・パスポート」も活用しながらキャリアカウンセリングを充実させるなど、個別の支援の充実を図る。

#### 3 地域社会や大学等との連携

- 自らの地域社会や将来進む可能性のある職業に関心を持ち、職業に関連する活動を試行的に体験したり、社会的・職業的自立に必要な能力やコミュニケーション能力などを確認したりする機会として、インターンシップを実施するなど、社会人・職業人への円滑な移行が図れるようにする。
- 大学進学を目指す高校生等に対しても、地元企業や公共機関におけるインターンシップを推進し、働くことの意義や将来の職業についての理解を深める。
- 生徒の学習意欲を高め、個々が興味・関心を持つ学問分野への理解を一層深めるとともに、主体的な進路選択を行うことができるよう、高大連携を推進する。

#### 4 インターンシップの推進

- 企業や行政機関、産業現場等でのインターンシップを実施することで、生徒の望ましい職業観・勤労観及び主体的に進路を選択する能力を育成する。あわせて、専門分野に対する実際的な知識・技術を体得することや、学ぶことの意味や重要性を再認識すること等により、学習意欲の更なる向上を図る。実施に当たっては「群馬県版 高校生インターンシッププログラム」を活用するとともに、オンライン等を活用した方法についても検討を進める。
- 事前・事後指導を充実させるとともに、地元企業等から講師を招き、マナー講習会及び心構えや着眼点などに関する講義等を実施することで、インターンシップの円滑な推進を図る。

#### 5 教育活動の点検・評価

- 各学校において育てたい資質・能力に基づき、具体的な評価規準を設定し、生徒の成長や変容の様子を目標に照らして多面的に捉えた評価を行い、指導方法や内容等についての改善を図る。
- キャリア教育・進路指導推進のための組織体制などについて点検・評価を行い、校内体制の在り方を見直す。



## 学校安全の目標

学校生活のみならず生涯を通じて安全な生活が送れるよう、学校安全に関係する校内の委員会の機能を十分に生かしながら、教育活動全体を通じた系統的な安全教育を推進するとともに、日常の中に潜む危険を回避するために危険予知の意識を高めることで適切な安全管理の徹底を図る。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 教育活動全体を通じた安全教育の推進

##### ○ 生活安全指導

日常生活の中にある様々な危険に的確に対処できる能力を育成するとともに、防犯教室等における体験的な学習を通して、事件・事故発生の現状や原因について理解し、適切な行動が取れるような態度や能力の育成を図る。

##### ○ 交通安全指導

児童生徒に交通社会の一員として社会的な責任を自覚させ、交通安全教育の一層の充実を図るとともに、令和3年4月群馬県交通安全条例の改正に伴う自転車保険の加入と自転車乗車用ヘルメット着用の定着化に加え、令和5年4月道路交通法改正による全国一斉の自転車乗車用ヘルメット着用努力義務化が施行されたことから、更なる着用定着化に向けた交通安全教育の指導に努める。

特に、高等学校における交通安全教育の更なる充実を目指し、以下の点に留意すること。

##### ① 生徒の主体性

- ・ 生徒会による発表、マナーアップ運動時における街頭指導など、生徒が主体的に取り組む機会を積極的に設定するとともに、生徒自身が自己の交通行動を振り返る機会を設定することで、生徒自身の交通安全に対する意識を高める。（群馬県教育委員会「自転車安全通学チェックシート」※参照）

##### ② 系統的な指導

- ・ 自校の学校安全計画に基づき、教科（科目「保健」等）、LHR、交通安全教室、日常指導等、それぞれの指導について関連を図りながら、学校教育全体の中で、計画的、総合的に推進する。

##### ③ 評価の視点

- ・ 交通安全教室開催前後に交通事故発生件数やヘルメット着用の定着化に向けた取組について、時期を捉えた生徒の意識アンケート等、交通安全に関する評価を適切に行うとともに、その結果について教職員・生徒・保護者等で共有することにより、学校全体の交通安全意識の醸成に努める。

##### ○ 災害安全指導

関係機関と連携した実践的な避難訓練を実施するとともに関連教科等と連携した計画的な事前・事後指導等、教育活動全体を通じた防災教育を推進する。訓練については、火災だけでなく地震等を想定し、群馬県学校災害対応マニュアル（改訂版）、学校災害対応マニュアル（落雷・竜巻等突風編）※等も参考に、訓練における課題を踏まえた教職員によるマニュアルの見直しを随時行うこと。

※群馬県教育委員会HP参照（改訂版）<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/5255.html>

（落雷・竜巻等突風編）<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/5238.html>

#### 2 安全管理の徹底

年間計画に位置付けられた定期的な安全点検だけでなく、日常的に安全点検を実施し、子供の視点も取り入れながら、点検結果に基づき危険物の除去、施設・設備の修繕等を行うなど適切な措置を講じ、児童生徒の安全確保を図るとともに、児童生徒の実態や学校安全に係る訓練や職員研修などを踏まえ、必要に応じて危険発生時における緊急体制の見直しを図る。

## 学校保健の目標

児童生徒一人一人が心身の発達や健康状態等を理解し、健康の保持増進に努め、生涯を通じて心身の健康問題に適切に対処できるよう自己管理能力の育成を図る。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 取組の重点化

- 自校の健康課題を明確にするとともに、取組の優先順位や重点項目を検討し、学校保健計画に位置付け、計画的・組織的に課題解決を図る。

#### 2 健康教育の推進

- 特別活動及び総合的な探究の時間（総合的な学習の時間）等、保健に関する指導の時間確保に努め、教育活動全体を通じて健康教育の推進を図る。
- 生活習慣病や感染症の予防、薬物乱用防止等、健康に関する現代的課題への正しい知識・理解を深め、適切な行動が取れるよう、体験的な学習を取り入れるとともに、指導に有効な人材を活用するなど指導方法を工夫し、計画的、継続的に行うよう努める。

#### 3 保健管理の充実

- 要管理児童生徒（心臓・腎臓疾患・アレルギー等）への対応については、学校生活管理指導表に基づいて生活管理や生活指導等の具体的な対応について検討し、教職員で共通理解を図り、適切に行う。
- 感染症や食中毒、熱中症の発生や拡大を予防するために、マニュアルを作成し平常時及び発生時の対応について教職員で共通理解を図るとともに、発達段階に応じた保健教育の充実に努める。
- 校内で緊急時の対応を適切に行うことができるよう、AEDを含む心肺蘇生法やエビペンの取扱い等について、実践的な研修に努める。
- 個人情報管理やプライバシーの保護については、教職員の共通理解を十分図り、適切に行う。

#### 4 早期対応と家庭・関係機関との連携

- 健康観察等を通して、心身の健康問題を抱える児童生徒の早期発見と、迅速な指導や対応に努める。
- 家庭や関係機関との連携を図り、児童生徒一人一人の状況に応じ、きめ細かな指導を行う。
- 感染症の予防・対応については、学校等欠席者・感染症情報システムを活用するとともに学校医、保健所・保健福祉事務所等の関係機関と連携を図って、適切に行う。

#### 5 学校保健委員会の活性化

- 学校保健委員会を異校種間で企画したり、家庭や地域に公開したりするなど活性化に努め、児童生徒の健康課題の解決のために学校や家庭・地域と協力を図る。

### 〈令和6年度の重点課題〉

#### ◎ 心身の健康の保持増進に向けた取組の充実

- ・メンタルヘルスの不調等の早期発見や、自己管理能力の育成
- ・性に関する指導、薬物乱用防止教育、がん教育の充実
- ・肥満の予防・改善、歯・口の健康づくり等を含めた、生涯を通じた健康への意識向上と実践に向けた取組の充実

## 学校図書館教育の目標

学校図書館は、学校教育において欠くことのできない設備として、重要な役割を担っている。学校図書館においては、司書教諭と学校司書が協力して、「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能の一層の充実を図り、各教科等の学習での利用や、情報を活用したり探究的な学習活動を行ったりすることで、確かな学力を育成するとともに、読書活動等を通じて豊かな人間性を形成することを目指すものとする。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 読書センター機能の充実

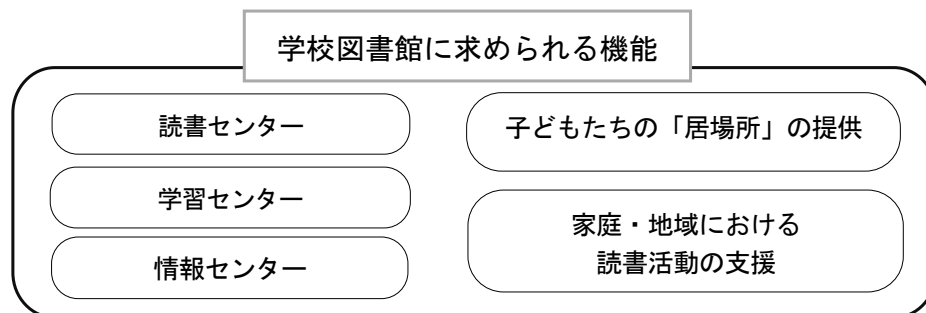
- 学校図書館は、生徒の創造力を培い、学習に対する興味・関心等呼び起こし、豊かな心を育む、自由な読書活動や読書指導の場である「読書センター」としての機能を果たす必要がある。学校図書館運営計画及び読書指導計画等を作成し、学校図書館が読書活動の拠点となるよう、図書を選定や環境整備を行い、集団読書指導（「朝の読書」等）など、学校における読書活動の充実や読む力の育成のための取組を推進する。

#### 2 学習センター機能の充実

- 学校図書館は、生徒の自発的、主体的な学習活動を支援する「学習センター」としての機能を果たす必要がある。特に「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、学校図書館の果たす役割は重要である。「各教科・科目における学習」、「総合的な探究の時間」及び「課題研究」等において、生徒が必要な情報を収集・選択し、それらを主体的に活用する学習活動が行われるよう、各教科等のねらいに沿った資料を整備するなど、環境の整備を図り、各教科等における学習活動を支援する。

#### 3 情報センター機能の充実

- 学校図書館は、情報の収集・選択・活用能力を育成して、教育課程の展開に寄与する「情報センター」としての機能を果たす必要がある。図書館資料を活用した生徒や教員の情報ニーズへの対応を図るとともに、各教科等における情報活用能力の育成のための学習活動を支援する。特に、成年年齢の引下げ等に伴い、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力を身に付けることが一層重要となっていることを踏まえ、新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。



### ◎ 学習指導要領に係る配慮事項

学校図書館の運営上の重要な事項についての望ましい在り方を示す「学校図書館ガイドライン」が、平成28年11月に策定された。この中で、学校図書館の「読書センター」「学習センター」「情報センター」としての機能を十分に発揮するために、司書教諭と学校司書が連携しながら組織的に学校図書館を運営することや、教育課程の展開に寄与し、生徒の健全な教養の育成に資するような学校図書館資料の整備を図ることなどが示されている。

特に、これからの学校図書館には、各学校の実態等を踏まえた上で、「主体的・対話的で深い学び」や、「総合的な探究の時間」などの各教科等を横断的に捉えた探究的な学習を効果的に進める基盤としての役割が期待されており、それらの学びが充実したものになるよう、支援していくことが求められている。



## 人権教育の目標

### 【高校・中等教育学校後期課程】

人権の概念や様々な人権課題について理解を深め、生命に対する畏敬の念を養うとともに、他者と共生を図りながら、人権尊重社会を実現しようとする能力や態度を身に付ける。

### 【特別支援学校】

障害の状態や発達段階に応じ、身体や生命を大切にし、自他のよさを認めるとともに、互いに協力し合って共に生きる社会を実現しようとする態度を身に付ける。

※人権教育は、「群馬県人権教育の基本方針」に基づき、指導します。

### 「重要課題（11項目）」 【群馬県】

- ①女性 ②子どもたち ③高齢者 ④障害のある人たち ⑤同和問題 ⑥外国籍の人たち  
⑦H I V感染者等の人たち ⑧ハンセン病元患者の人たち ⑨犯罪被害者等  
⑩インターネット等による人権侵害 ⑪その他の人権問題（アイヌの人々、性同一性障害の人たち、北朝鮮当局によって拉致された被害者等）

## □ 目標を達成するためのポイント（◎は重点）

人権教育の推進に当たっては、次の4つの観点から取り組む。なお、詳細は『群馬県人権教育充実指針』を参照する。

### 1 組織・計画に関すること

- ◎ 人権教育の推進体制を充実する。
- 人権教育の全体計画・年間指導計画を改善・充実する。
- 人権教育の取組の点検・評価を行う。

#### 《人権教育の推進体制》

人権侵害（いじめ、児童虐待等）が生じた際に迅速な対応や相談活動が実施できるように、校長のリーダーシップの下、人権教育主任（担当者）、学年主任をはじめ、生徒指導部、進路指導部等が状況に応じて参加できる機能的な構成にすることが大切です。

#### 《年間指導計画の改善・充実》

『人権教育推進資料』の「学習指導要領との関連一覧表」を基に、自校の年間指導計画を見直すなど、それぞれの重要課題に関わる学習を各教科等に位置付けましょう。

### 2 児童生徒の指導・支援に関すること

- ◎ 人権教育の基盤である常時指導を充実する。
- 「人権教育で育てたい能力・態度」を明確にした授業を実践する。
- 人権週間、人権集中学習等における学習内容を充実する。
- 体験的な活動を取り入れるなど指導方法を工夫する。

#### 《児童生徒の指導・支援に当たって》

児童生徒が学校で過ごす全ての時間において、一人一人のよさが認められ、ともに生きているという実感がもてるようお互いを大切にする指導（常時指導）を充実することが大切です。また、豊かな人間性・社会性をはぐくむ多様な体験的な活動などの取組を計画的に位置付け、系統的に指導することにより、その成果を日常の中に生かしましょう。

### 3 教職員の研修に関すること

- ◎ 教職員が自ら人権尊重の態度を身に付ける。
- 研修計画（研修プログラム）を作成し、研修の充実を図る。

#### 《教職員の人権尊重の態度》

児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという教職員の姿勢そのものが人権教育の重要な部分です。教職員自らの言動が児童生徒の人権を侵害することのないよう、常に意識をして指導しましょう。

### 4 保護者の啓発、地域及び関係機関等との連携に関すること

- ◎ 人権教育資料の配布や学校・学年通信、Web ページ等による情報提供を通じて保護者の啓発に努める。
- 地域及び関係機関等との連携に努める。

#### 《保護者への啓発》

人権教育資料を配布する際に、内容を説明する機会を設けるとともに、アンケートを実施するなどして保護者の人権意識の高揚に努めましょう。また、人権教育の取組の様子を学校・学年通信、Web ページ等を通じて情報提供を行うことで、学校の取組への理解を広めましょう。

## 道徳教育の目標

道徳教育においては、児童生徒の発達段階を考慮し、人間としての在り方生き方に関する教育を、学校の教育活動全体を通じて行い、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 道徳教育の重点目標・指導体制等

- 道徳教育は、学校の教育活動全体を通じて行われるものである。各校においては、校訓や教育目標等を基盤とした、道徳教育の基本方針や重点目標を定めて、全教職員で共通理解を図り、道徳教育の一層の充実を図る。
- 道徳教育は、校長の方針の下に学校の教育活動全体を通じて全ての教職員が協力して行う。道徳教育推進教師を中心として、分掌組織等による協力・指導体制を整え、計画的な取組を図る。
- 校内研修を充実させ、道徳教育に関連する教育法規や指導方法、時代や社会の要請等についての教職員の理解を深めるとともに、生徒の実態や保護者、地域の人々の願い等を踏まえ、全ての教職員による一貫性のある道徳教育を推進する。

#### 2 全体計画及び道徳の目標と教科の関連表の作成・活用

- 学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育の全体計画及び道徳教育の目標と教科の関連表を活用し、学校の様々な教育活動が豊かな人格形成につながり、充実した道徳教育の実践となるよう、指導の工夫を図る。
- 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動、さらには、日常の生活指導を通して行われる道徳教育が果たすべき役割や方向性を、全体計画及び道徳教育の目標と教科の関連表によって明確化する。
- 全体計画及び道徳教育の目標と教科の関連表については、全ての教職員の協力によって見直し等を行うことを通して、学校における道徳教育の方針及び各分掌や教科等の役割についての理解を深め、全ての教職員が学校としての一貫した道徳教育を組織的に推進する。
- 道徳教育に係る自校の取組の情報を積極的に発信することなどを通して、保護者や地域の人々からの理解と協力が得られるように努め、家庭及び地域社会との連携を図る。

#### 3 指導上の配慮事項

- 指導の実践には児童生徒の発達段階を考慮することが求められるが、殊に高等学校段階の生徒は、生きることの意味は何かということについて思い悩んだり、人間や社会の在るべき姿について考えを深めたりする時期であることを考慮し、人間の在り方に深く根ざした生き方に関する教育の推進を重視する。
- 人間としての在り方生き方に関する教育は、教員の一方的な押し付けや単なる先哲の思想の紹介に止まることのないように留意し、生徒が自ら考え、自覚を深めて自己実現に資するように指導の計画や方法を工夫する。その際、就業体験やボランティア体験などの体験活動や、ホームルーム活動等において話し合いを通して自らの考えを深める活動を重視する。
- 人間としての在り方生き方に関する教育は、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動など、学校の教育活動全体を通じて、それぞれの活動の特質に応じて実施する。特に公民科の「公共」及び「倫理」、特別活動は、それぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを道徳教育の中核的な指導場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導の実践に努める。
- 各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動等の中で、定期的に振り返りの場面を設定し、活動を通して学んだ道徳的価値を踏まえ、一人一人の生徒がどのように変容したのか見取る。

## 主権者教育の目標

主権者教育は、平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的とする。そのために、習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行うとともに、他者と協働しながら様々な課題を解決していく資質・能力及び国家・社会の形成に主体的に参画する態度を育成するものとする。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 主権者教育の重点目標・指導体制等

- 高校生等若い世代の人々の意見を、現在と未来の日本や地域社会の在り方を決める政治に反映させていくという観点から、身近な政治課題や現実の具体的な政治的事象を取り扱うことや、模擬選挙など実践的な教育活動を行うことが必要である。
- 公民科及び特別活動を中核的な指導場面とし、様々な学習活動や思索の機会を通して自らの考えを深め、生徒自身が固有の選択基準・判断基準を形成できるよう指導する必要がある。
- 学習指導要領に基づき、校長を中心に学校の指導のねらいを明確にし、各学校の実情に応じて、系統的、計画的な指導計画を立てて実施する。
- 生徒が自立した主体として他者と協働して社会に参画しようとする資質・能力を育めるよう、関係する外部機関や専門家等（選挙管理委員会や弁護士・税理士等）との連携を図る。

#### 2 国家・社会の形成者として求められる力

- **論理的思考力（根拠をもって主張し、他者を説得する力）**  
自分の意見を述べる際に根拠をもって説明することが重要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを検討し、議論を交わす力
- **現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力**  
現実の社会において様々な立場や考え方があることを理解した上で、現実社会の諸課題について公正に判断する力
- **現実社会の諸課題を見だし、協働的に追究して解決（合意形成・意志決定）する力**  
互いに考えや意見を出し合い、他者の考えや価値観を受け入れたり意見を交換したりしながら、問題解決に向けて協働して取り組む力
- **公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度**  
大きな社会変化を迎える中で、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きることや、持続可能な社会の実現を目指すことなど、公共的な事柄に自ら参画していこうとする力

#### 3 指導上の留意事項

- グループディスカッションや学習内容の発表を取り入れるなど、能動的な学習を重視する。特に、正解が一つに定まらない問いに取り組む学び、学習したことを活用して解決策を考える学び、他者との対話や議論により考えを深めていく学びなどを取り入れる。
  - 政治的教養を育む教育において
    - ・一つの結論よりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であり、また、多様な見方や考え方のできる事柄等を取り上げる場合には、様々な見解を提示する。
    - ・教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導する。指導が全体として特定の政治上の主義等を支持・反対するようなこととならないよう、また、学校内外を問わず地位を利用した結果とならないよう留意する。
  - 高等学校等の生徒の政治的活動等において
    - ・教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校教育の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づきこれを禁止することが必要である。
    - ・放課後や休日等であっても、学校構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないよう、これを制限又は禁止することが必要である。
    - ・放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、原則として、家庭の理解の下、生徒が判断し行うものである。ただし、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、これを制限又は禁止することが必要である。
- また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合には、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められる。



## IV 高等学校等における教科等の指導の充実

※ 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者を教育する特別支援学校高等部を含む。

**学習指導要領の各教科・科目等の目標や内容等を十分に踏まえるとともに、生徒に身に付けさせる資質・能力等を明確にした上で、指導内容、指導方法及び評価方法等の工夫・改善を推進する。また基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するための思考力・判断力・表現力等を育成するようにする。**

- 学校の教育目標を踏まえるとともに、生徒の能力・適性、興味・関心、進路希望等の実態を把握した上で指導計画等を作成する。また、中学校における学習内容や学習状況等を十分に考慮する。
- 各教科・科目等において、教職員間で指導目標や指導内容等を十分に理解・共有するとともに、指導の重点化や評価方法の工夫・改善を図り、指導事項の確実な定着を図る。
- 各教科・科目等の指導に当たっては、キャリア教育の視点から、それぞれの教科・科目の学習内容と、現在及び将来の生活を関連付けることによって、学ぶ意義を理解させ、学ぶ意欲を高められるよう配慮する。
- 群馬県教育ビジョン（第4期群馬県教育振興基本計画）に示された、自分で考えて、自分で決めて、自分で動き出す「自立した学習者」の育成に向けて、生徒の学習活動に「自己決定」、「対話・交流」、「試行錯誤」する場面を取り入れるよう授業改善を図る。
- 一方的な講義や抽象的な説明等に終始することなく、言語活動や探究的な活動を充実させ、思考・判断・表現の過程を重視した指導を心掛ける。また、「県立学校等ICT活用モデル」を活用し、1人1台端末をはじめとしたICT機器を効果的に使用して、生徒の学習に対する興味・関心等を喚起するよう配慮し、学習意欲の向上を図るとともに、主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善を行う。
- 生徒の授業に取り組む姿勢、応答の態度、発言や表現等については、社会生活を行う上での基礎・基本であるとの認識の下に、授業中における生徒指導を充実させる。
- 生徒一人一人の学習状況や日々の授業の理解度を把握するなど、個に応じたきめ細かな指導を推進する。また、指導と評価の一体化を図り、生徒が学習を通して身に付けた資質・能力の質的な側面を適切に評価できるよう、評価規準を明確にするとともに、評価方法の工夫・改善・充実を図る。

### 高等学校学習指導要領の基本的な考え方

#### 1 これからの教育課程の理念

未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成するため、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視する。

#### 2 資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

知・徳・体にわたる「生きる力」を育むため、全ての教科等を、「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱で再整理する。また、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められることから、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を重視する。

#### 3 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」の確立を図る。

※ 詳細は文部科学省Webページ等を参照

## 国語科の目標

言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。
- (2) 生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を伸ばす。
- (3) 言葉のもつ価値への認識を深めるとともに、言語感覚を磨き、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、生涯にわたり国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。

## ◎ 目標を達成するためのポイント

### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 「主体的な学び」の実現に向け、見通しを立てたり振り返ったりする学習場面を設けることや、身近な話題や現代の社会問題を取り上げたり自己の在り方生き方に関わる話題を設定したりすることが必要である。
- 「対話的な学び」の実現に向け、互いの知見や考えを広げたり、深めたり、高めたりする言語活動を行う学習場面を設けることが必要である。
- 「深い学び」の実現に向け、「言葉による見方・考え方」を働かせ、言葉で理解したり表現したりしながら自分の思いや考えを広げ深める学習活動を設けることなどが必要である。

### 2 学習評価の充実

- 国語科の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使っている。	「話すこと・聞くこと」、「書くこと」、「読むこと」の各領域において、生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、自分の思いや考えを広げたり深めたりしている。	言葉を通じて積極的に他者と関わったり、思いや考えを深めたりしながら、言葉のもつ価値への認識を深めようとしているとともに、言語感覚を磨き、言葉を効果的に使おうとしている。

- 観点別学習状況の評価を実施するに当たり、指導と評価の年間計画を適切に作成する必要がある。評価は指導と一体のものであることを再確認し、学習評価を通じて学習指導の在り方を見直すことも重要である。

### 3 指導における留意点

- 言語活動の充実と教材の精選
  - ・各学校の教育目標や生徒の実態等を踏まえ、生徒に身に付けさせたい国語の力を明確にし、各領域における言語活動の充実を一層推進する。また、教材ありきの授業展開ではなく、生徒の資質・能力の育成のために適切な教材を選定する必要があることに留意する。
- 各領域（「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」）における授業時数の確保
  - ・各科目の指導に当たっては、単元における領域を明確にするとともに、学習指導要領に示された各領域の授業時数を守ることに留意する。特に「話すこと・聞くこと」「書くこと」については一層の充実を図る。
- 我が国の言語文化や情報の扱い方に関する指導の充実
  - ・国語の役割や特質について理解を深めさせるとともに、我が国の言語文化に対する関心や理解が深まるよう指導する必要がある。また、新たに設けられた「情報の扱い方に関する事項」を意識した指導を行う。

#### ◎ ICT機器の活用について

インターネットを活用して学習課題に関連する情報を調べたり、自分で考えたことを画面上で整理してまとめたりすることに加え、録画したスピーチや話し合いの動画を見て、話し方の良い点や改善等についてのコメントを共有ファイルに書き込んだりすること等の様々な工夫が考えられる。情報を適切に活用するとともに、協働的な学びを通して、生徒同士の個々の学びが深まるような実践的な取組を行っていく必要がある。

## 【国語科の科目について】

### 共通必修科目（「現代の国語」、「言語文化」）

○ 性格

#### 現代の国語

- ・実社会における国語による諸活動に必要な資質・能力を育成する科目。
- ・話し合いや論述などの「話すこと・聞くこと」、「書くこと」の領域の学習が十分に行われていないという課題を踏まえ、新設された。

#### 言語文化

- ・上代から近現代に受け継がれてきた我が国の言語文化への理解を深める科目。
- ・古典の学習について、日本人として大切にしてきた言語文化を積極的に享受して社会や自分との関わりの中でそれらを生かしていくという観点の弱さ、学習意欲が高まらないという課題を踏まえ、新設された。

○ 各領域における授業時数〔標準単位数（2単位：70単位時間）の場合〕

	〔思考力、判断力、表現力等〕		
	話すこと・聞くこと	書くこと	読むこと
現代の国語	20～30単位時間程度	30～40単位時間程度	10～20単位時間程度
言語文化		5～10単位時間程度	【古典】 40～45単位時間程度
			【近代以降の文章】 20単位時間程度

### 選択科目（「論理国語」、「文学国語」、「国語表現」、「古典探究」）

○ 性格

#### 論理国語

- ・実社会において必要となる、論理的に書いたり批判的に読んだりする力の育成を重視した科目。

#### 文学国語

- ・深く共感したり豊かに想像したりして、書いたり読んだりする力の育成を重視した科目。

#### 国語表現

- ・実社会において必要となる、他者との多様な関わりの中で伝え合う力の育成を重視した科目。

#### 古典探究

- ・生涯にわたって古典に親しむことができるよう、我が国の伝統的な言語文化への理解を深める科目。

○ 各領域における授業時数〔標準単位数（4単位：140単位時間）の場合〕

	〔思考力、判断力、表現力等〕		
	話すこと・聞くこと	書くこと	読むこと
論理国語		50～60単位時間程度	80～90単位時間程度
文学国語		30～40単位時間程度	100～110単位時間程度
国語表現	40～50単位時間程度	90～100単位時間程度	
古典探究			※

（※「古典探究」については、1領域のため、授業時数を示していない。）

◎ 国語科における資質・能力の育成に向け、それぞれの科目の性格を踏まえた上で、各領域（「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」）における授業時数を適切に計画・実施する必要がある。

# 地理歴史科の目標

社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な資質・能力の育成を目指します。

- (1) 現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 地理や歴史に関わる事象を、概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて構想したりする力や、そのことを説明したり、議論したりする力を養う。
- (3) 地理や歴史に関わる諸事象について、課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。

## ◎ 目標を達成するためのポイント

### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 「主体的な学び」の視点として、生徒が学習課題を把握しその解決への見通しを持つことが必要である。単元や内容のまとまりを通じた学習過程の中で適切な「問い」を立てたり、学習内容や学習活動に応じた振り返りの場面を設定したりすることが重要である。
- 「対話的な学び」の視点として、実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりする活動を充実させていくことが必要である。
- 「深い学び」の視点として、「社会的な見方・考え方」を用いた考察、構想や、説明、議論等の学習活動を組み込んだ、課題を追究したり解決したりする活動が必要である。

### 2 学習評価の充実

- 地理歴史科の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解しているとともに、調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。	地理や歴史に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて構想したり、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりしている。	国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとしている。

- 「評定に用いる評価」は、観点別学習状況の評価や評定のための資料として用いるものであり、目標の達成状況が生徒の反応から顕著に見られる場面を精選して行い、評価したことを記録に残すものである。担当者同士が事前に打合せを行い、学習過程において評価する場面を計画しておくことが大切である。
- 「学習改善につなげる評価」は、机間指導やワークシート等を活用するなどして学習状況を見取り、生徒の成長を認め励ますとともに、必要に応じて指導・支援を行うなど、日常の学習改善につなげる評価である。生徒の学習状況から、教師の指導の改善に生かすことが大切である。

### 3 指導における留意点

- 「主題」や「問い」を設定し、「社会的事象の地理的・歴史的な見方・考え方」に基づく学習活動を充実する。
  - ・ 社会的事象の地理的な見方・考え方…「社会的事象を、位置や空間的な広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けたりして」働かせる。
  - ・ 社会的事象の歴史的な見方・考え方…「社会的事象等を時期、推移などに着目して捉え、類似や差異などを明確にしたり事象同士を因果関係などで関連付けたりして」働かせる。

#### ◎ ICT機器の活用について

生徒が自ら問題意識をもち、問題解決の見通しを立て、必要な情報を収集し、情報を読み取り、情報を分類・整理してまとめる学習活動の構成が重要であり、ICTを活用した学習場面を想定し、単元や内容のまとまりを通じた授業構想が必要となる。その際、課題の追究や解決の見通しを持って、生徒が主体的に情報手段を活用できるように指導したり、情報モラルの指導に留意したりするよう配慮する。

《参考》

単元や内容のまとまりを重視し、「主題」や「問い」を中心に構成して学習展開する際の課題（問い）の設定例

＜地理総合＞

【位置、分布】「それはどこに位置するのか、それはどのように分布するのか」

→分布の規則性、傾向性への問いに発展する。

【場所】「それはどのような場所か」

→場所の特色が浮かび上がり、他の場所との比較によって地方的特殊性と一般的共通性を探ることに結び付く。

【人間と自然環境との相互依存関係】「そこでの生活は、周囲の自然環境からどのような影響を受けているか」「そこでの生活は、周囲の自然環境にどのような影響を与えているか」

→地域的特色の理解や、地域の環境開発や環境保全を考える際の重要な基礎となる。

【空間的相互依存作用】「そこは、それ以外の場所とどのような関係を持っているか」「なぜそのような結び付きをしているのか」

→地域間の相互依存や協力、競合などの関係の明確化や、空間的な関係性の要因の考察により地域的特色の形成を明らかにするとともに、地域開発の課題との関わり、地域の将来像を考察することにもつながる。

【地域】「その地域は、どのような特徴があるのか」「この地域と他の地域では、どこが異なっているのか」「なぜ、この地域はそのようになったのか」

→地域の一般的共通性と地方的特殊性、自然環境との関わり、他地域との結び付き、それらがどのように変容しながら現在の地域が形成されたのかを考察することにつながり、「どのような地域にすべきか」という問いに対する考察へ発展する。

＜歴史総合＞

○時系列に関わる問い

【時期や年代】「それはいつの出来事だろうか、同じ時期に他の地域ではどのようなことが起こっていたのだろうか」「その事象はどのような経緯で起こったのだろうか」

【過去の理解】「当時の人々はなぜそのような選択をしたのだろうか（現代とはどのような異なる時代背景があったと考えられるだろうか）」

○諸事象との推移に関わる問い

【変化と継続】「このことで何を変えようとしたのだろうか、何が変わったのだろうか、何が変わらなかったのだろうか」「複数の諸事象の変化には、どのような違いがあるのだろうか」

○諸事象の比較に関わる問い

【類似と差異】「その事象と他の事象を比較すると、どのような共通点と相違点を見いだすことができるだろうか」「共通点に注目すると、どのような傾向が見いだせるだろうか」

【意味や意義と特色（特徴）】「その事象は、違う立場から考えると、どのような意味があったと考えられるだろうか」

○事象相互のつながりに関わる問い

【背景や原因】「なぜ、その事象は起こったのだろうか」「あなたは、その事象が起こった最も重要な要因とは何だと考えるか」

【影響や結果】「同じ時期に共通する特徴を持った事象が複数起こったのはなぜだろうか」「その事象は、社会全体にどのような影響を及ぼしたと考えられるだろうか」

○現在とのつながりに関わる問い

【歴史と現在】「現在の事象と、どのような点が関連しているだろうか」

【歴史的な見通し、展望】「この事象は、後の人々にどのような考えや課題をもたらすと考えられるか」

【自己との関わり】「この事象を学ぶことは、あなたにとってどのような意味があると考えるか」

※ 科目及び分野の特質に根ざした追究の視点と、それを生かした主題や問いの設定、諸資料等を基にした多面的・多角的な考察、社会に見られる課題の解決に向けた広い視野からの構想（選択・判断）、論理的な説明などを通して、社会の中で汎用的に使うことのできる概念等に関わる知識を獲得するよう、授業を計画する。



## 公民科の目標

人間と社会の在り方についての見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指します。

- (1) 現代の諸課題を捉え考察し、選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論について理解するとともに、諸資料から、倫理的主体などとして活動するために必要となる情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。
- (2) 現代社会の諸課題の解決に向けて、事実を基に多面的・多角的に考察し公正に判断する力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。
- (3) 現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての自覚や、公共的な空間に生き国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 「主体的な学び」の視点として、生徒が学習課題を把握しその解決への見通しを持つことが必要である。単元や内容のまとまりを通じた学習過程の中で適切な「問い」を立てたり、学習内容や学習活動に応じた振り返りの場面を設定したりすることが重要である。
- 「対話的な学び」の視点として、実社会で働く人々が連携・協働して社会に見られる課題を解決している姿を調べたり、実社会の人々の話を聞いたりする活動を充実させていくことが必要である。
- 「深い学び」の視点として、「社会的な見方・考え方」を用いた考察、構想や、説明、議論等の学習活動を組み込んだ、課題を追究したり解決したりする活動が必要である。

#### 2 学習評価の充実

- 公民科の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
選択・判断の手掛かりとなる概念や理論、及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題について理解しているとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめている。	現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したり、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論している。	国家及び社会の形成者として、よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようしている。

- 「評定に用いる評価」は、観点別学習状況の評価や評定のための資料として用いるものであり、目標の達成状況が生徒の反応から顕著に見られる場面を精選して行い、評価したことを記録に残すものである。担当者同士が事前に打合せを行い、学習過程において評価する場面を計画しておくことが大切である。
- 「学習改善につなげる評価」は、机間指導やワークシート等を活用するなどして学習状況を見取り、生徒の成長を認め励ますとともに、必要に応じて指導・支援を行うなど、日常の学習改善につなげる評価である。生徒の学習状況から、教師の指導の改善に生かすことが大切である。

#### 3 指導における留意点

- 現実社会の諸課題から「主題」や「問い」を設定し、追究したり探究したりする学習を重視する。その際、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連を考察したり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて構想したりする際の「視点や方法」である「社会的な見方・考え方」を生徒が働かせ、それらが育成できるよう指導する。
- 選挙権年齢が18歳となり、成年年齢が18歳へと引き下げられることから、必修科目「公共」における「政治参加と公正な世論の形成」及び「多様な契約及び消費者の権利と責任」の学習においては、生徒が自立した消費者として行動できるよう指導したり、主権者としての自覚や政治に参画することの重要性について理解を深めるよう指導したりする。その際、必要に応じて外部の専門機関等と連携を図る。

- 生徒1人1人が設定した課題の解決に向けて、必要な情報を収集して主体的に探究し、考察したことを多様な方法で表現したり、他者へ発信したりする学習活動を取り入れるなど、1人1台端末（ICT）を効果的に活用する場面を想定した指導の工夫を図る。
- 年間指導計画を作成するに当たっては、選挙や政治参加等に関する指導内容、生徒用副教材（文部科学省配布「私たちが拓く日本の未来」）の活用場面、活用時期等を適切に位置づける。

**◎ ICT機器の活用について**

生徒が自ら問題意識をもち、問題解決の見通しを立て、必要な情報を収集し、情報を読み取り、情報を分類・整理してまとめたりする学習活動の構成が重要であり、ICTを活用した学習場面を想定し、単元を通じた授業構想が必要となる。その際、課題の追究や解決の見通しを持って、生徒が主体的に情報手段を活用できるように指導したり、情報モラルの指導に留意したりするよう配慮する。

**《参考》「公共」の科目構成及び配当時間のイメージ**

**A 公共の扉【10時間程度】**

- (1) 公共的な空間を作る私たち
- (2) 公共的な空間を作る人間としての在り方生き方
- (3) 公共的な空間における基本原理

- ※ 内容Aの学習は、(1) → (2) → (3)の順序で取り扱い、内容B及びCの学習の基盤とする。
- ※ 内容B及びCで活用する社会に参画する際の選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論や、公共的な空間における基本原理を学習する。

**B 自立した主体としてよりよい社会形成に参画する私たち【50時間程度】**

- ※ 小・中学校社会科で習得した知識等を基盤に、内容Aで身に付けた資質・能力を活用して現実社会の諸課題を、政治的主体、経済的主体、法的主体、様々な情報の発信・受信主体として議論などを行い、考察、構想する。
- ※ 13の事柄や課題について、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設け、これを追究したり解決したりする学習活動となるよう工夫する。

**<13の事柄や課題>**

- 「法や規範の意義及び役割」「多様な契約及び消費者の権利と責任」「司法参加の意義」
- 「政治参加と公正な世論の形成、地方自治」「国家主権、領土（領海、領空を含む）」
- 「我が国の安全保障と防衛」「国際貢献を含む国際社会における我が国の役割」
- 「職業選択」「雇用と労働問題」「財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化」「市場経済の機能と限界」「金融の働き」
- 「経済のグローバルと相互依存関係の深まり（国際社会における貧困や格差の問題を含む）」

**C 持続可能な社会づくりの主体となる私たち【10時間程度】**

- ※ 内容Cの学習に向けて内容A→B→Cの順序で取り扱い、既習の学習成果を生かす。
- ※ 「公共」のまとめとして、内容A及びBの学習を踏まえて、持続可能な地域、国家・社会、国際社会づくりに向けて、課題を見だし、社会的な見方・考え方を総合的に働かせ、現実社会の諸課題を探究する。なお、調べ学習とならぬよう留意する。

- ※ 年間指導計画等を作成する際の参考とする。

# 数学科の目標

数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを旨とする。

- (1) 数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解するとともに、事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。
- (2) 数学を活用して事象を論理的に考察する力、事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。
- (3) 数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとする態度、粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断しようとする態度、問題解決の過程を振り返って考察を深めたり、評価・改善したりしようとする態度や創造性の基礎を養う。

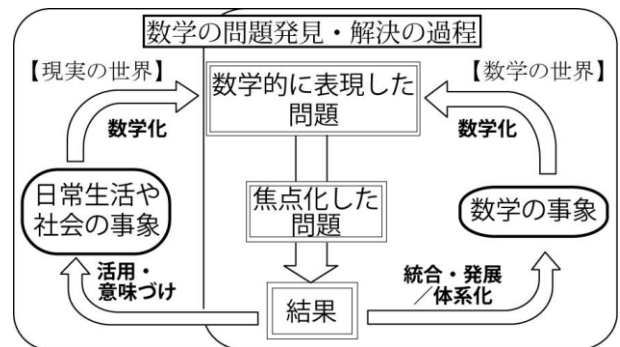
## ◎ 目標を達成するためのポイント

### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 数学科における主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善では、数学的な見方・考え方を働かせながら、事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決し、学習の過程を振り返り、概念を形成するなどの学習過程、すなわち「数学的活動」の充実が求められる。

#### 【数学的活動とは】

日常生活や社会の事象を理想化・抽象化して捉え（数学化）、数学の舞台で考察して問題を解決し、得られた結果の意味を解釈（活用・意味づけ）したり、数学の事象から問題を見だし（数学化）、数学的な推論などによって問題を解決し、解決の過程や結果を振り返って統合的・発展的・体系的に考察（統合・発展／体系化）したりするような、数学の問題発見・解決の過程を遂行すること。



### 2 学習評価の充実

- 数学科の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解している。</li> <li>・事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>数学を活用して事象を論理的に考察する力、事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を身に付けている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとしたり、粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断しようとしている。</li> <li>・問題解決の過程を振り返って考察を深めたり、評価・改善しようとしたりしている。</li> </ul>

### 3 指導における留意点

- 授業の目標を明確にし、生徒の数学的活動を通してその目標が達成できるよう留意する。
- 授業では、問題の解法を修得することのみを目標とせず、問題解決の過程において、数学的な見方・考え方を働かせて考察したり、根拠を明らかにして数学的な表現を用いて説明したりする活動を充実させる。
- 授業の振り返りとして、その時間に学習した内容のポイントをまとめたり、自己の学習を振り返って次の授業につなげたりするなどの活動を、積極的に取り入れるようにする。

#### ◎ ICT機器の活用について

スライド資料や、グラフや図形に関するアプリケーション等を必要に応じて活用し、教員の説明内容を分かりやすく提示したり、生徒が実際に操作しながら「なぜそのような結果となるか」などについて考察する場面を設けたりするなどして、学習の効果を高め、自らの考えをより一層深めさせるよう配慮する。

※ 専門学科において開設される教科「理数」における数学的分野も、上記の内容を参考とすること。

## 理科の目標

自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する技能を身に付けるようにする。
- (2) 観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。
- (3) 自然の事物・現象に主体的に関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 探究の過程を踏まえ、観察、実験の計画を立案したり、結果を分析・解釈し考察したりする場面を設ける。その際、自分の考えを基にグループで意見交換をして検討したり改善したりする機会を設ける。
- 学習を振り返り、次の課題を発見したり、新たな視点で自然の事物・現象を把握したりする場面を設ける。
- 授業者による教え込みを減らし、生徒同士が議論する過程を重視することで、生徒が自ら考え、気付く機会をできるだけ多く設ける。

#### 2 学習評価の充実

- 理科の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
自然の事物・現象についての概念や原理・法則などを理解しているとともに、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する基本操作や記録などの技能を身に付けている。	自然の事物・現象から問題を見だし、見通しをもって観察、実験などを行い、得られた結果を分析して解釈し、表現するなど、科学的に探究している。	自然の事物・現象に主体的に関わり、見通しをもったり振り返ったりするなど、科学的に探究しようとしている。

- 大項目を「内容のまとまり」、中項目を「単元」とし、単元の目標を踏まえて「単元の評価規準」を作成する。指導と評価の計画を立てる際、総括に用いる評価の記録については、場面を精選する。
- 評価を授業改善に生かし、各学校・学科等の実態に応じたシラバスや単元ごとの評価規準の作成、評価方法の工夫改善等を進め、生徒一人一人に自ら学ぶ意欲を育むような授業づくりに努める。
- 課題やレポートから学習状況を見取る際には、単元等で身に付けさせたい力等を踏まえ、目的を整理・確認し、評価の観点を明確にした上で、課題等を設定する。

#### 3 指導における留意点

- 理科で育成を目指す資質・能力を育成する観点から、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うことなどを通して、自然の事物・現象について科学的に探究する学習を充実させる。
- 『理科の見方・考え方』については、「（見方）自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、（考え方）比較したり、関連付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること」と整理している。
- 理科を学ぶことの意義や有用性の実感及び理科への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視する。

### ◎ ICT機器の活用について

「観察、実験の代替」としてではなく、理科の学習の一層の充実を図るための有用な道具としてICTを位置づけ、活用する場面を適切に選択し、教師の丁寧な指導の下で効果的に活用することが重要である。例えば、観察、実験のデータ処理やグラフ作成（規則性や類似性を見出す）、カメラとICT端末の組合せ（観察、実験の結果の分析や総合的な考察）、センサを用いた計測（計測しにくい量や変化を数値化・視覚化して捉える）、シミュレーション（観測しにくい現象を分析、検証）、クラウド上で共有などの活用が考えられる。

- ※ 専門学科において開設される教科「理数」における理科的分野も、上記の内容を参考とすること。



# 保健体育科の目標

体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び社会生活における健康・安全について理解するとともに、技能を身に付けるようにする。
- (2) 運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。
- (3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。

## ◎ 目標を達成するためのポイント

### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 保健体育科においては、次の視点等を踏まえて授業改善を行うことが大切である。
  - ・ 運動の楽しさや健康の意義等を発見し、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、学習を振り返るとともにそれを考察し、課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。
  - ・ 運動や健康についての課題の解決に向けて、生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げ深め、課題の解決を目指して学習に取り組むなどの対話的な学びを促すこと。
  - ・ 習得・活用・探究という学びの過程を通して、自他の運動や健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決するなどの深い学びを促すこと。

### 2 学習評価の充実

- 保健体育科の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
運動の合理的、計画的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを深く味わい、生涯にわたって運動を豊かに継続することができるようにするため、運動の多様性や体力の必要性について、理解しているとともに、それらの技能を身に付けている。また、個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めているとともに、技能を身に付けている。	生涯にわたって運動を豊かに継続するための課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えている。また、健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し、判断しているとともに、目的や状況に応じて他者に伝えている。	生涯にわたって継続して運動に親しむために、運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするとともに、健康・安全を確保している。また、生涯を通じて自他の健康の保持増進やそれを支える環境づくりを目指し、明るく豊かで活力ある生活を営むための学習に主体的に取り組もうとしている。

- 「知識・技能」は、基礎的・基本的な知識・技能を評価する観点である。「思考・判断・表現」は、運動や健康についての自他の課題解決に向けて、基礎的・基本的な「知識・技能」を活用した思考力・判断力・表現力等を評価する観点である。「主体的に学習に取り組む態度」は、運動や健康についての自他の課題解決に向けて、主体的に学習に取り組む態度を評価する観点である。
- 体育は「技能」、保健は「知識」に評価が偏重することなく、観点ごとに適切に評価するため、生徒の学習活動に即した評価規準を定めるようにする。また、3観点を適切に評価するためには、観察やテスト（スキ

ルテスト、ペーパーテスト等)のみならず、ノートやワークシート等を活用するなど、評価方法の工夫が必要である。なお、ノートやワークシート等については、生徒の学習状況が把握できるように工夫する。

- 単元等で身に付けさせたい力等を踏まえ、目的を整理・確認し、評価の観点を明確にした上で、設定した課題等をワークシートや生徒の活動を記録した動画などを活用しながら学習状況を見取るようにする。

### 3 指導における留意点

- 科目「体育」では、指導内容を明確にし、習得した知識・技能を用いて課題解決するための思考力・判断力や主体的に学習に取り組む態度等の育成を図る。また、授業規律の見直しや十分な運動量の確保などにも配慮するとともに、ICT機器の効果的な活用による協働の場面や観点ごとの活動場面をバランスよく取り入れるなど学習形態や課題設定を工夫することが大切である。
- 科目「保健」では、健康に関する興味・関心や課題解決への意欲を高めるための指導内容の工夫・改善を図り、生涯を通じて健康を保持増進する実践力の育成を図る。そのためには、ICT機器を効果的に活用するとともに、ディスカッション、ブレインストーミング、実習・実験などの学習活動を取り入れた指導方法を活用することが必要である。
- 生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続し、健康を保持増進する観点から、「体育」と「保健」の関連を図った指導にも配慮する。
- 障害のある生徒への指導に当たって、生徒の障害の種類と程度を家庭、専門医等と連絡を密にしながら的確に把握し、生徒の健康・安全の確保に十分に留意する。また、個別の課題設定をして生活上の困難を克服するために学習に配慮したり、教材、練習やゲーム及び試合や発表の仕方等を検討し、障害の有無にかかわらず、参加可能な学習の機会を設けたりするなどの生徒の実態に応じたきめ細やかな指導に配慮する。なお、科目保健においても、新たに技能の内容が示されたことから、その実技指導については同様の配慮をする。

#### ◎ ICT機器の活用について

ICT機器を効果的に活用することで、運動の行い方の理解や課題の発見、自己の変容の確認、仲間との教え合いの充実等につながることを期待できる。また、各自が知識や技能の習得状況を的確に把握することで個別最適な学びにつなげたり、撮影した動画を仲間同士で確認して助言し合うことを通じて課題解決に向けた協働的な学びの実現につなげたりすることが考えられる。

例えば、科目「体育」においては、学習に必要な情報の収集やデータの管理・分析、課題の発見や解決方法の選択などにおける活用が考えられる。また、科目「保健」においては、健康情報の収集、健康課題の発見や解決方法の選択における情報発信ネットワークの等の活用などが考えられる。

#### 《専門教科「体育」について》

- 各科目の学習を行うことによって、体育の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、主体的、合理的、計画的な課題に向けた学習過程を通して、健やかな心身の育成を図るとともに、生涯を通してスポーツを継続する資質・能力を高め、明るく豊かで活力する生活を営む態度の育成を図る。
- 選択した科目の学習や課題研究等によって、「する、みる、支える、知る」などのスポーツへの多様な関わり方を自ら実践させ、我が国におけるスポーツの推進及び発展の担い手の育成に努める。
- 指導に当たっては、高度な知識及び技能の習得を目指すだけでなく、スポーツに関する運営や地域スポーツの推進に貢献するなど、スポーツへの多様な関わり方を実践するための技能を身に付けさせることが大切である。

## 芸術科の目標

芸術の幅広い活動を通して、各科目における見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、意図に基づいて表現するための技能を身に付けるようにする。
- (2) 創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりすることができるようにする。
- (3) 生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 「主体的な学び」の実現のため、芸術から喚起されるイメージや感情を自覚すること、音色や色彩、字形などの要素の働きに意識を向けて考えること、演奏や作品の完成に至るまでの変容を実感的に確認したり学習活動を振り返ったりすることなどを通じて、次の学びにつなげていくことが重要である。
- 「対話的な学び」の実現のため、表現したり鑑賞したりする過程において、「見方・考え方」を働かせて互いに気付いたことや感じたことなどについて伝え合い、要素の働きや演奏及び作品の特徴などについて共有したり批評したりする機会を設け、価値意識を更新したり広げたりすることが重要である。
- 「深い学び」の実現のため、中学校における学習をもとに、各科目の特質に応じた「見方・考え方」を働かせ、思いや意図に基づいて構想したり表現を工夫したりすることと、芸術のよさや美しさを創造的に味わうことを相互に関連させながら、豊かに芸術と関わるのが重要である。

#### 2 学習評価の充実

- 芸術科の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
音楽	<ul style="list-style-type: none"> <li>・曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景などとの関わり及び音楽の多様性などについて理解を深めている。</li> <li>・創意工夫などを生かした音楽表現をするために必要な技能を身に付け、歌唱、器楽、創作などで表している。</li> </ul>	<p>音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感じながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考え、どのように表すかについて表現意図をもったり、音楽を評価しながらよさや美しさを味わって聴いたりしている。</p>	<p>音や音楽、音楽文化と豊かに関わり主体的・協働的に表現及び鑑賞の学習活動に取り組もうとしている。</p>
美術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。</li> <li>・創造的な美術の表現をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて表現方法を創意工夫し、表している。</li> </ul>	<p>造形的なよさや美しさ、表現の意図と創造的な工夫、美術の働きなどについて考えるとともに、思いや願いなどから発想や構想を練ったり、美術や美術文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。</p>	<p>美術や美術文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。</p>
工芸	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象や事象を捉える造形的な視点について理解を深めている。</li> <li>・創造的な工芸の制作をするために必要な技能を身に付け、意図に応じて制作方法を創意工夫し、表している。</li> </ul>	<p>造形的なよさや美しさ、表現の意図と創意工夫、工芸の働きなどについて考えるとともに、思いや願いなどから発想や構想を練ったり、工芸や工芸の伝統と文化に対する見方や感じ方を深めたりしている。</p>	<p>工芸や工芸の伝統と文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造活動に取り組もうとしている。</p>
書道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書の表現の方法や形式、書表現の多様性について、書の創造的活動を通して理解を深めている。</li> <li>・書の伝統に基づき、作品を効果的・創造的に表現するために必要な技能を身に付け、表している。</li> </ul>	<p>書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書的美を味わい深く捉えたりしている。</p>	<p>書の伝統と文化と豊かに関わり主体的に表現及び鑑賞の創造的活動に取り組もうとしている。</p>

- 学習評価は、日々の授業の中で生徒の学習状況を適宜把握して指導の改善に生かすことに重点を置くことが重要であり、観点別の学習状況についての評価は、毎回の授業ではなく原則として単元や題材など内容や時間のまとまりごとに、それぞれの実現状況を把握できる段階で行うなど、その場面を精選する。
- ワークシートや構想シート、作品など、授業後に教師が確認しながら評価を行えるような方法と、発言や観察などの授業中の見取りを適切に組み合わせ、生徒全員の学習状況をバランスよく見取る。



### 3 指導における留意点

- 「知識」の習得に当たり、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するのではなく、表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し身に付けたり、実感を伴いながら理解を深めたりし、新たな学習過程を経験することを通して再構築されるよう配慮すること。
- 「技能」の習得に当たり、一定の手順や段階を追って身に付く個別の技能のみならず、意図に基づいて表現できるよう「思考力、判断力、表現力等」と関連付けながら、様々に変化する状況や課題に応じて主体的に活用できる技能として身に付けることができるよう配慮すること。
- 「思考力、判断力、表現力等」の育成に当たり、各科目の特質に応じながら、個々の生徒の芸術に対する捉え方や考え方を深化させたり、生徒のもっている芸術的な価値意識を一層拡大したり、新たな価値を見いだしたりできるようにすること。
- 「学びに向かう力、人間性等」の涵養に向けて、生徒一人一人が、自己の生き方との関わりの中で、表現及び鑑賞に関する資質・能力を身に付け、学んだことの意義を実感できるような学習活動を充実させていくこと。
- 上記の資質・能力の育成に向けて、表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を各科目の特質に応じて整理した〔共通事項〕を学習の要とするとともに、生徒が学習や人生において各科目における見方・考え方を働かせられるよう、教師の専門性を発揮した授業改善を図ること。

音楽的な 見方・考え方	感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などと関連付けること。
造形的な 見方・考え方	美術（工芸）の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすこと。
書に関する 見方・考え方	書の特質に即して物事を捉える視点や考え方をいい、感性を働かせ、書を、書を構成する要素やそれらが相互に関連する働きの視点で捉え、書かれた言葉、歴史的背景、生活や社会、諸文化などとの関わりから、書の表現の意味や価値を見いだすこと。

#### ◎ ICT機器の活用について

芸術科においては、実際に見る、聴く、触れるなどの身体感覚を働かせて学習する活動とICT機器を活用する活動を、学習のねらいに応じて教師が見極めて、適切かつ効果的に活用すること。

- ・ICT機器を活用する学習活動と、用具・用材の特質・特性を体感したり、実物と直接向き合ったりするなどして感覚で直接感じ取らせる学習活動とを、題材のねらいに応じて吟味し、学習内容やその段階に応じて適切に関連付けながら、指導を行う。
- ・生徒の思考を活性化させたり、創意工夫を促進したりする場面で活用する工夫が必要となるため、どの学習活動での活用が効果的か、活用場面を精選する。
- ・指導のねらいを明確にした上で、適切かつ効果的に活用することが重要であるため、ICT機器を操作することが活動の目的にならないよう留意する。

以上のことから、指導を構想する際は、以下の点などをチェックするとよい。

- 試行錯誤の対象がICTの機能に向けられていないか
- 表したいイメージづくりは十分に行われているか
- 表現の工夫がICTの機能の範囲に留まっていないか
- 協働的な学習が行われているか

(参考) 各教科等の指導におけるICTの効果的な活用に関する解説動画（文部科学省）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/mext\\_00941.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/mext_00941.html)



## 外国語科の目標

外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動及び統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの理解を深め、これらの知識を、実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けるようにする。
- (2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。
- (3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 外国語を学ぶことに興味や関心をもち、世界との関わりを意識しながら、生涯にわたって学び、学んだことを生かせるように、コミュニケーションを行う目的・場面・状況等を明確に設定した言語活動を充実させる。
- 目的・場面・状況に応じて、他者を尊重しながら情報や考えなどを伝え合う言語活動を行う中で、生徒が学習内容に対する理解を深めたり、自分の考えを整理し再構築したり、学習したことを実際の場面で活用したりできるように工夫する。

#### 2 学習評価の充実

- 外国語科の指導においては、各科目の五つの領域又は三つの領域の目標について、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどについて理解を深めている。</li> <li>・外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けている。</li> </ul>	コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、目的な話題や社会的な話題について、外国語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりしている。	外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとしている。

- 各学校で、「CAN-DOリストの形で学習到達目標」を設定し、教員間だけでなく、生徒と共有した上で、評価に活用する。また、生徒自身が達成状況について振り返る機会を設けるとよい。
- 各科目の全ての領域について、継続的に指導し、年間を通して計画的に評価を行う（パフォーマンステストの実施も含む）ことで、生徒の力を伸ばす。
  - ・英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ・Ⅲ…五つの領域（「聞くこと」「読むこと」「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」）
  - ・論理・表現Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ…三つの領域（「話すこと [やり取り]」「話すこと [発表]」「書くこと」）

#### 3 指導における留意点

- 一つの言語活動についても、生徒自身が見通しを立てたり振り返ったりする場面や、教員からのフィードバックをはさみながら、生徒が自分とは異なる考え方や適切な表現に気付けるようにするとともに、1時間の中や単元の中で繰り返し挑戦できる機会を設ける。
- 「話すこと」の言語活動が書いたことを読み合う活動とならないようにする。
- 小・中学校での学習内容を踏まえて、生徒が既にできることやなじみのある言語活動を生かすとともに、課題を把握して段階的に力を伸ばすように計画する。

#### ◎ ICT機器の活用について

海外とのやり取りも含めたコミュニケーションの機会の充実や、指導と評価の効率化を図る。

- ① 「聞くこと」や「読むこと」の言語活動における多様な教材の活用（Authentic materials を含む）など
- ② 「話すこと」や「書くこと」の言語活動におけるモデルの提示や、生徒のアイデアや成果物の共有、振り返りや評価の場面での活用など

## 家庭科の目標

生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を以下とおり育成することを目指す。

- (1) 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。
- (2) 家庭や地域及び生活の中から課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生活の課題を解決する力を養う。
- (3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 「主体的な学び」の実現：題材を通して見通しをもち、基礎的・基本的な知識及び技能（技術）の習得に粘り強く取り組んだり、実践を振り返って新たな課題の発見や解決に取り組んだりすることが重要である。
- 「対話的な学び」の実現：生徒同士で協働したり、意見を共有するなどして、互いの考えを深めたり、家族や身近な人々との会話を通して、考えを明確にしたりするなど、自らの考えを広げ深めることが必要である。
- 「深い学び」の実現：日常生活の中から問題を見いだして課題を設定し、「見方・考え方」を働かせながら課題の解決に向けて、自分なりに考え、表現して資質・能力を身に付けていくことが重要である。

#### 2 学習評価の充実

- 家庭科の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技能（技術）	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、生活を主体的に営むために必要な家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて理解しているとともに、それらに係る技能を身に付けている。	生涯を見通して、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなどして課題を解決する力を身に付けている。	様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、課題の解決に主体的に取り組んだり、振り返って改善したりして、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を創造し、実践しようとしている。

- 年間指導計画及びシラバスの作成とともに、年間あるいは単元（題材）評価計画を作成し、評価の観点及び評価規準を設定する。
- 評価計画の作成に当たっては、バランスを考慮し、論文やレポートの作成、発表、グループ協議等、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的な評価を行うよう留意する。
- 学習評価については、生徒の学びの評価にとどまらず、教師の指導計画・指導方法や教育課程の評価と結び付け、学習指導や教育課程の改善に生かす。

#### 3 指導における留意点

- 各項目の学習と「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」との関連を図り、学習効果を上げるようにするとともに、これらを指導計画に位置づけるようにする。活動については、習得した知識・技能を活用して問題解決に当たり、学習意欲を高める視点から、意義について十分に理解させた上で実践させる。
- 専門教科「家庭」においては、家庭生活を支える生活産業の担い手を育成する観点から、専門性を高める教育内容の充実を図るとともに、人間性を重視した豊かな生活を創造するための能力の育成に努める。

#### ◎ ICT機器の活用について

教員の説明内容を分かりやすく提示したり、生徒が情報収集、データ整理・分析、スライド資料による発表など必要な場面において活用したりするなど、学習過程において、主体的な学び、対話的な学び、深い学びの実現が図られるように配慮する。

## 情報科の目標

情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報技術を活用して問題の発見・解決を行う学習活動を通して、情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 情報と情報技術及びこれらを活用して問題を発見・解決する方法について理解を深め技能を習得するとともに、情報社会と人の関わりについての理解を深めるようにする。
- (2) 様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。
- (3) 情報と情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養う。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 「主体的な学び」の実現のため、見通しをもって試行錯誤することを通して自らの情報活用を振り返り、評価・改善して、次の問題解決に取り組むことが考えられる。また、生徒に達成感を味わわせ学習に取り組む意欲を高めることが大切である。
- 「対話的な学び」の実現のため、生徒が協働して問題の発見・解決に取り組んだり、互いに評価し合ったりして、情報技術のより効果的な活用を探究することが重要である。産業の現場など実社会の人々と関わり、情報技術を活用することの有用性を実感することも考えられる。
- 「深い学び」の実現のため、具体的な問題の発見・解決に取り組むことを通して、日常生活における問題の発見・解決の過程や方法を意識して考えるとともに、その過程で情報技術の適切かつ効果的な活用を探究していく中で「見方・考え方」を豊かで確かなものとするのが大切である。

#### 2 学習評価の充実

- 情報科の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技能（技術）	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
情報と情報技術を問題の発見・解決に活用するための知識について理解し、技能を身に付けているとともに、情報化の進展する社会の特質及びそのような社会と人間との関わりについて理解している。	事象を情報とその結び付きの視点から捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に用いている。	情報社会との関わりについて考えながら、問題の発見・解決に向けて主体的に情報技術を活用し、自ら評価し改善しようとしている。

#### 3 指導における留意点

- 他の各教科・科目等の学習において情報活用能力を生かし高めることができるよう、連携を図る。また、公民科及び数学科などの内容との関連を図るとともに、教科の目標に即した調和のとれた指導を行う。
- ソフトウェアやプログラミング言語などについては、学校や生徒の実態に応じたものを準備する。
- 中学校での活動内容や程度を踏まえて、適切な指導ができるように留意する。

### ◎ ICT機器の活用について

情報と情報技術を活用した問題の発見・解決を行う過程において、自らの考察や解釈、概念等を論理的に説明したり記述したりするなどの言語活動の充実を図ることが重要である。その際、情報科の特性を生かして、図やグラフによる表現、プログラミングを用いた表現、アニメーションや動画などのメディアを用いた表現、情報通信ネットワークの特性を生かして考えを伝え合う活動などが考えられる。

### 《専門教科「情報」について》

専門教科「情報」においては、情報産業を通じ、地域産業をはじめ情報社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するために、職業人として必要な知識や技術を習得するとともに、職業人に求められる倫理観や豊かな人間性を育み、情報産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。



## 理数科（各学科に共通する教科「理数」）の目標 ※科目「理数探究基礎」、「理数探究」

様々な事象に関わり、数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究の過程を通して、課題を解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 対象とする事象について探究するために必要な知識及び技能を身に付けるようにする。
- (2) 多角的、複合的に事象を捉え、数学や理科などに関する課題を設定して探究し、課題を解決する力を養うとともに創造的な力を高める。
- (3) 様々な事象や課題に向き合い、粘り強く考え行動し、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとする態度、探究の過程を振り返って評価・改善しようとする態度及び論理的な態度を養う。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

「理数探究基礎」では、探究を遂行する上で必要な知識及び技能を身に付けさせるとともに、実際に探究を遂行することなどを通して、各教科等で学習した知識及び技能を再確認したり新たな意味を見いだしたり、他の生徒と共に探究の方針を考えたり議論したりして粘り強く探究に取り組む態度を身に付けさせる。

「理数探究」では、個人又はグループで課題を設定し、数学又は理科に基づいた手法で主体的に探究を行い、その成果などをまとめて発表させたり、探究した成果やその過程を報告書等にまとめさせたりすることにより、「理数探究基礎」などで身に付けた資質・能力をより高めさせる。

## 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 「主体的な学び」の実現のため、自然や社会の事象に関わり、数学や理科などに関する課題を設定し、さらに課題解決の過程として、数学的な手法や科学的な手法などを用いて、仮説の設定、検証計画の立案、観察、実験、調査等、結果の処理などを行う。また、得られた結果を分析し、先行研究や理論なども考慮しながら考察し推論する。
- 「対話的な学び」の実現のため、探究の過程を振り返る機会を設け、あらかじめ個人で考え、意見交換や科学的な根拠に基づいた議論を通して質の向上を図る。対話的な学びには、生徒同士の対話だけではなく、教師との対話も含まれる。特に、数学や理科の教師だけではなく様々な教科の教師との対話を通して、生徒の探究の質が高まることも期待できる。また、大学や研究機関、博物館などとも積極的に連携・協力する。
- 「深い学び」の実現のため、解決の過程と結果などについて、報告書の作成などを通してまとめ、発表する。新たに獲得した資質・能力を、次の学習や日常生活などにおける課題の発見や解決の場面で働かせているか、さらに課題を設定し課題解決の過程を通して物事の本質に近づいているか、などの視点から考える。

## 2 学習評価の充実

- 理数の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
探究の意義、探究の過程、研究倫理について理解しているとともに、観察、実験、調査等についての基本的な技能を身に付けている。	多角的、複合的に事象を捉え、課題を設定し、探究するための計画を立案している。	様々な事象や課題に知的好奇心をもって向き合い、探究しようとしている。

- 「知識・技能」の観点は、行動の観察や発言、記述の内容、ペーパーテスト、パフォーマンステストなどから実現状況を把握する。
- 「思考・判断・表現」の観点は、発言や記述の内容、レポート、ポスターなどから実現状況を把握する。
- 「主体的に学習に取り組む態度」の観点は、発言や記述の内容、行動の観察などから実現状況を把握する。

## 3 指導における留意点

- 指導に当たっては、数学又は理科の教師が指導を行う。その際、探究の質を高める観点から、数学及び理科の教師を中心に、他教科も含め学年団など複数の教師が協働して指導する。
- 教科「理数」のねらいと同じ方向性を持つSTEAM教育の考え方を重視し、数学や理科など、教科を横断した見方・考え方を働かせながら課題を解決する過程を通して、知の創出をもたらすことのできる人材の育成を目指す。

## 農業科の目標

農業の見方・考え方を働かせ、実験・実習などの実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

※ 農業の見方・考え方とは、農業や農業関連産業に関連する事象を、安定的な食料生産と環境保全及び資源活用等の視点で捉え、持続可能で創造的な農業や地域振興と関連付けることを意味している。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 「主体的な学び」の実現のために、キャリア形成を見据えて生徒の学ぶ意欲が高まるよう、農業や農業関連産業に触れる機会を設けることが必要である。
- 「対話的な学び」の実現のために、自らの考えを深め、広げる機会として地域農業界の関係者等との対話や生徒同士の協議など様々な意見や考え方に触れる機会を設けることが重要である。
- 「深い学び」の実現のために、農業の見方・考え方を働かせ、地域農業や地域社会の持続的な発展につながるよう、各科目の学習を相互に生かしながら具体的な課題に取り組むことが重要である。

#### 2 学習評価の充実

- 農業科の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
農業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。	農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

- 学習評価を授業の改善に生かし、各学校・学科等の実態に応じたシラバスや単元ごとの評価規準の作成、評価方法の工夫改善等を進め、生徒一人一人に自ら学ぶ意欲を育むような授業づくりに努める。
- 各科目における生徒に身に付けさせるべき資質・能力を整理した上で、科目の目標や単元の目標に沿って毎時の指導目標を明確にすることで、的確な学習評価や適切な指導改善につなげる。

#### 3 指導における留意点

- プロジェクト学習の重視  
各科目の共通点として位置づけられたプロジェクト学習においては、実施する調査、観察、記録や分析と考察を通して、科学的な思考力、判断力、表現力を養い、課題を解決する力を育てながら、農業の各分野で活用、探究する実践力を育成するよう計画的に展開する。
- 学校農業クラブ活動の積極的な活用  
農業に関する各科目の指導に当たっては、生徒の問題解決能力や自発的、創造的な学習態度の育成につながる学校農業クラブ活動を積極的に活用する。
- 地域や産業界と連携した実践的な学習の推進  
地域や学校の実態、生徒の特性、進路等を考慮し、地域農業界や産業界との連携を深め、地域産業を担う人材を育成するための実践的な学習を推進する。

### ◎ ICT機器の活用について

農業実験やプロジェクト学習におけるデータの集積や資料の作成、発表などの活動を通して、情報技術を適切に活用できる力を養うことが重要である。また、実験・実習や体験学習等の学びを写真や動画等で記録することで、自己の学びを振り返ったり、自らの考えを相対化したりするような場面を設けるなど、主体的な学び、深い学びの実現が図られるように留意する。

## 工業科の目標

工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 工業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

※ 工業の見方・考え方とは、ものづくりを、工業生産、生産工程の情報化、持続可能な社会の構築などに着目して捉え、新たな時代を切り拓く安全で安心な付加価値の高い創造的な製品や構造物などと関連付けることを意味している。

## ◎ 目標を達成するためのポイント

### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 「主体的な学び」の実現：単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習の見通しを立て、振り返る場面や次の課題を発見する場面、企業等での高度な技術等に触れる体験を設定するなど、生徒の主体的な学びにつなげる。
- 「対話的な学び」の実現：個人で考え、産業界関係者などとの対話や生徒相互の討論などの（自らの考えを広げ、より妥当なものにする）機会を計画的に設ける。
- 「深い学び」の実現：「工業の見方・考え方」を働かせることが重要であり、実践的・体験的な学習活動の充実（インターンシップや外部講師の活用）や探究する過程、課題の発見や解決を図る学習活動など、専門的な知識・技術を更に深化させる機会を計画的に設ける。

### 2 学習評価の充実

- 工業科の指導においては、以下の3観点によって生徒の学習の実現状況を見取る。

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
工業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けている。	工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。	職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

- 生徒一人一人の学習の成立を促すための評価という視点を一層重視し、指導と評価の一体化を図る。
- 科目の目標や内容に照らして評価の観点を設定し、ノートへの記述、ワークシートやレポートの作成など、ICTを効果的に活用しながら生徒の学習の実現状況の評価する計画的な授業作りに努める。
- 学習の実現状況の評価し、フィードバックを繰り返すことで、生徒の学習や教師の指導・評価方法を改善していくサイクルを確立する。

### 3 指導における留意点

- 工業の見方・考え方を働かせ、見通しをもって実験・実習などを行い、科学的な根拠に基づき創造的に探究するなどの学習活動を充実する。
- 産業の振興や社会貢献に結びつく実践的なものづくりを通じ、身に付けた知識、技術及び技能を活用したり、自ら考え、課題を探究し解決したりするなどの学習活動を充実する。
- 工業に関する課題の解決に当たっては、職業人に求められる倫理観を踏まえるよう留意して指導する。
- 地域や産業界等との連携を図り、実践的・体験的な学習活動を充実する。
- 学習内容と関連した最新の技術や優れた技能等を学ぶことにより、望ましい勤労観・職業観を育成するとともに、将来更に高度な技術・技能を身に付けようとする態度を育成する。

## ◎ ICT機器の活用について

これまでの教育実践の蓄積を継承しながら、ICTの活用を通して新たな学びの可能性を広げていくことが重要である。ICTの活用によって、きめ細かな学習状況の把握・分析、個々の生徒に合った多様な方法での学習など、「個別最適な学び」を進展させたり、生徒一人一人が共同で作成・編集等を行う活動や多様な意見を共有しつつ合意形成を図る活動など、「協働的な学び」を進展させたりすることが考えられる。また、遠隔地の専門家とつながった授業や他の学校・地域や海外との交流など、今までできなかった学習の可能性を広げていくことも考えられる。



## 商業科の目標

商業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 商業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにする。その際、商業の見方・考え方を働かせ、企業活動に関する事象を捉え、専門的な知識、技術などを基にビジネスに対する理解を深めるとともに、ビジネスの振興策などを考案して地域や産業界等に提案し、意見や助言を踏まえて改善を図るなどの実践的・体験的な学習活動の充実を図るようにする。

#### 2 学習評価の充実

- 商業科の指導においては、以下の3観点に則して生徒の学習状況を見取る。

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
商業の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。	ビジネスに関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

- 学習評価については、生徒の学習改善及び教師の指導改善につながるように、教育課程や学習・指導方法の改善とあわせて、学校全体で組織的かつ計画的に取組を進めていくことが求められる。
- 観点別学習状況の評価や評定には示しきれない生徒一人一人のよい点や可能性、進歩の状況等については、声掛けやコメントの記述等により、積極的に生徒に伝えることが重要である。

#### 3 指導における留意点

- 経済社会を取り巻く環境の変化や生徒の多様な進路への対応を図るため、知識と技術を活用する能力を高めるとともに、将来の職業を見通した専門的な学習の充実を図る。
- 商業教育が対象とする商品の生産・流通・消費に関わる様々な経済的活動が、豊かな経済社会の形成と発展をもたらしていることについて理解を図る。
- 様々な人とのコミュニケーションを図る学習活動を通して、利益の追求や与えられた業務の遂行だけでなく、法令を遵守することはもとより、職業人として必要な倫理観を醸成し、社会の信頼を得てビジネスの諸活動に取り組むことのできる人材の育成を図る。
- 経済社会の健全で持続的な発展のため、自己の役割を認識してビジネスの諸活動に取り組むことのできる創造的な能力と実践的な態度の育成を図る。

### ◎ ICT機器の活用について

ICTを用いて情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造して発信・伝達する等の学習活動を通して、情報モラルやセキュリティ、健康面等に配慮しながら情報や情報技術を適切に活用する力を育成する。あわせて、個々の生徒の興味・関心等に応じたきめ細かい指導・支援や、生徒自身による主体的な学習の調整、場所や時間等の制約を越えた他者との協働的な学習の実現に留意してICTを適切に活用する。

## 水産科の目標

水産の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、水産業や海洋関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

※ 水産の見方・考え方とは、水産や海洋に関連する事象を、漁業生産や海洋関連分野、水産食品の製造や流通、海洋の環境保全や活用などの視点で捉え、地域や社会の健全で持続的な発展と関連付けることを意味する。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 「主体的な学び」の実現のために、生徒の学ぶ意欲が高まるよう、キャリア形成を見据え、水産業や海洋関連産業に触れる機会を設けることが必要である。
- 「対話的な学び」の実現のために、自らの考えを深め、広げる機会として水産業界の関係者等との対話や生徒同士の協議を設けることが重要である。
- 「深い学び」の実現のために、水産の見方・考え方を働かせ、地域の水産業や地域社会の持続的な発展につながるよう、各科目の学習を相互に生かしながら具体的な課題に取り組むことが重要である。

#### 2 学習評価の充実

- 水産科の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。	水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を身に付けている。	よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

- 学習評価を授業の改善に生かし、各学校・学科等の実態に応じたシラバスや単元ごとの評価規準の作成、評価方法の工夫改善等を進め、生徒一人一人に自ら学ぶ意欲を育むような授業づくりに努める。
- 各科目における生徒に身に付けさせるべき資質・能力を整理した上で、科目の目標や単元の目標に沿って毎時の指導目標を明確にすることで、的確な学習評価や適切な指導改善につなげる。

#### 3 指導における留意点

- 魚類の飼育において、産卵、ふ化、飼育、出荷の一連の過程全てに、生徒に主体性をもって携わらせることにより、栽培漁業の基礎的な知識及び技術の習得を、体感的に行えるようにする。
- 実習施設だけでなく、河川及び湖沼を含めた身近な自然全体を水産実習のフィールドとし、そこに生息する魚類の生態に触れる活動を充実させることにより、水産業に従事する者として自然環境を保全することの重要性を認識できるようにする。
- 飼育魚類と水産食品との関連性を重視し、「生命」と「食」との関わりが実感できる指導を行うとともに、食生活に果たす水産物の量的・質的な役割と、栄養成分価値等についての基礎的事項の理解を深める指導の充実を図る。なお、加工実習を行うに当たっては、法規及び危害分析・重要管理点方式（HACCP）などに基づいた衛生管理の徹底を図るとともに、安全面に十分配慮する。

### ◎ ICT機器の活用について

飼育におけるデータの集積や資料の作成等を実験室などその場で情報をまとめることで、作業の効率化を図るとともに、情報を可視化することで、理解を深めることができる。あわせて、実際に現地で実施できない見学や講話などを、機器を活用し効果的に取り入れるなどして、体系的・系統的な学習に用いるだけでなく、創造的に物事を捉えられる力を身に付けることも可能である。



## 福祉科の目標

福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、地域福祉の推進と福祉社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 福祉の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。
- (2) 福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。
- (3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 「主体的な学び」の実現：単元などの内容や時間のまとまりを見通して、学習を振り返り新たな課題を発見しそれを解決する場面や、実習等で高度な技術等に触れる体験を設けるなど、生徒たちが「どのように学ぶか」について重視し、主体的な学びにつなげることが必要である。
- 「対話的な学び」の実現：地域の福祉関係者等との対話や、生徒同士の協議等、生徒自らの考えを広げ深める機会を計画的に設けることが重要である。
- 「深い学び」の実現：福祉の「見方・考え方」を働かせ、持続可能な福祉社会に関する諸課題の解決や、地域福祉の増進に寄与する力を育成することが重要である。

#### 2 学習評価の充実

- 福祉科の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技術	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
福祉の各分野について体系的・系統的に理解しているとともに、関連する技術を身に付けている。	福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ科学的根拠に基づいて創造的に解決する力を身に付けている。	福祉の理念や意義などについて自ら学び、主体的かつ協働的に取り組む態度を身に付けている。

- 年間指導計画及びシラバスの作成とともに、年間あるいは単元（題材）の評価計画を作成し、生徒にどういった力を身に付けさせるのか、授業の「ねらい」を定め、その「ねらい」に準拠した評価を行う。
- 評価計画の作成に当たっては、論述やレポートの作成、発表、グループ協議等、ペーパーテストの結果にとどまらない、多面的な評価を行うよう留意する。
- 学習評価については、生徒の学びの評価にとどまらず、教師の指導計画・指導方法や教育課程の評価と結び付け、学習指導や教育課程の改善に生かす。

#### 3 指導における留意点

- 社会関連従事者として求められる、福祉観・倫理観を高める指導を行う。
- 福祉施設等における見学や実習等の機会を取り入れ、高齢者やサービス利用者の実際を知る機会を持つ。
- 地域や福祉施設、産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を活用する。
- 現場実習や事例研究、介護計画作成に際しては、プライバシーの保護に十分留意する。
- 福祉に関する学科等においては、資格取得に関する指導を通して、生徒の学習意欲の喚起を図るとともに、インターンシップ等の実施により、将来の社会福祉の担い手として望ましい勤労観や職業観の育成を図る。

#### ◎ ICT機器の活用について

体験的な学習が困難な場合でも、ICTを活用することにより、生徒が学習対象について具体的なイメージを持つことができ、どのような課題があるのかを認識させるよう工夫する。生徒が情報収集、データ整理・分析、スライド資料による発表など必要な場面において活用したりするなど、学習過程において、主体的な学び、対話的な学び、深い学びの実現が図られるように配慮する。

## 総合的な探究の時間の目標

探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく問題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。
- (2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。
- (3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。

### ◎ 目標を達成するためのポイント

#### 1 主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業改善

- 「主体的な学び」の実現のため、課題の設定に当たり、実社会や実生活の問題を取り上げたり、学習活動の見通しを明らかにしたりするとともに、振り返りは、授業や単元の終末だけでなく、学習の途中において見通しを立て直すことも含め、言語によりまとめたり表現したりする学習活動を意識することが必要である。
- 「対話的な学び」の実現のため、情報を可視化し操作化する思考ツールを活用したり、自己の中で対話したり、先人の考えなどと文献で対話したり、離れた場所をICT機器などでつないで対話したりすることにより、思考を広げ深め、新たな知の創造につなげることが重要である。
- 「深い学び」の実現のため、探究のプロセスを一層重視し、これまで以上に学習過程の質的向上を目指すことが求められる。特に、「課題の設定」の場面で課題を自分事として捉えること、「整理・分析」の場面で俯瞰して捉え内省的に考えるという「探究の見方・考え方」を働かせることが重要である。

#### 2 学習評価の充実

- 総合的な探究の時間の指導においては、以下の3観点により生徒の学習状況を見取る。

知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解している。	実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現している。	探究に主体的・協働的に取り組もうとしているとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとしている。

- 「知識・技能」の観点については、「① 概念的な知識の獲得」、「② 自在に活用することが可能な技能の獲得」「③ 探究の意義や価値の理解」の三つの視点から評価することとする。
- 「思考・判断・表現」の観点については、「① 課題の設定」、「② 情報の収集」、「③ 整理・分析」、「④ まとめ・表現」の過程で育成される資質・能力を評価することとする。
- 「主体的に学習に取り組む態度」の観点については、「粘り強さ」や「学習の調整」を重視する。これらは、自他を尊重する「① 自己理解・他者理解」、自ら取り組んだり力を合わせたりする「② 主体性・協働性」、未来に向かって継続的に社会に関わろうとする「③ 将来展望・社会参画」などについて育成される資質・能力を評価することとする。
- 総合的な探究の時間の記録については、生徒の学習状況に顕著な事項がある場合などにその特徴を記入する等、生徒にどのような力が身に付いたかを文章で端的に記述する。

#### 3 指導における留意点

- 総合的な探究の時間と各教科等の相互の関わりをこれまで以上に意識しながら、学校全体で育てたい資質・能力に対応したカリキュラム・マネジメントが行うこと。また、探究のプロセスの中でも、特に、「整理・分析」「まとめ・表現」に対する取組を充実させること。
- 総合的な探究の時間のねらいと多くの共通点があることから、STEAM教育を重視し、特に、Artの範囲を芸術、文化のみならず、生活、経済、法律、政治、倫理等を含めたLiberal Artsで定義し推進する。

※ 教科「理数」の「理数探究基礎」及び「理数探究」も、上記の内容を参考とすること。

## 特別活動の目標

集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。

- (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。
- (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。
- (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。

## ◎ 目標を達成するためのポイント

### 1 全体計画、各活動・学校行事の年間指導計画の作成

- 「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の視点及び「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱により、各学校が育成を目指す資質・能力を明らかにし、全教職員の共通理解と協力体制の下、全体計画を作成する。また、特別活動の全体目標とホームルーム（学級）活動、生徒会（児童会）活動、学校行事の目標の関係を踏まえて、各活動及び学校行事において、児童生徒による自主的、実践的な活動が教師の適切な指導の下に実施されるよう、年間指導計画を作成する。
- 全体計画及び年間指導計画の作成に当たっては、特別活動と他の教育活動における指導内容の関連を図るとともに、ホームルーム（学級）活動（12項目）、生徒会（児童会）活動（3項目）及び学校行事（5項目）の各内容項目について、学校の実態や児童生徒の発達の段階及び特性等を考慮し、入学から卒業までを見通して全ての項目について効果的に実施できるよう工夫する。

### 2 人間関係形成等に視点を置いた指導

- ホームルーム（学級）活動においては、児童生徒がホームルーム（学級）や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、ホームルーム（学級）での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに自主的、実践的に取り組むことができるように指導の工夫を図る。
- 生徒会（児童会）活動においては、全校の児童生徒をもって組織する生徒会（児童会）において、学校における自分たちの生活の充実・発展や学校生活の改善・向上を目指すために、異年齢の児童生徒相互の連帯感を醸成し、自発的、自治的に行われる活動となるよう配慮する。また、児童生徒一人一人が人間関係をよりよく形成することができるよう指導の工夫を図る。
- 学校行事の企画・運営に当たっては、学校生活に秩序と変化を与え、児童生徒の公共の精神を養うとともに、児童生徒が集団への帰属感を深め、学校生活に充実感を感じられるよう、学校や地域の実態に応じた創意工夫を図る。また、ボランティア活動や就業体験などの学校内外における様々な体験活動に積極的に取り組ませることにより、児童生徒の自己有用感を高めるとともに、望ましい人間観や勤労観、職業観を育成できるよう工夫する。

### 3 キャリア教育を踏まえた在り方生き方の指導

- 特別活動の様々な教育活動が教育課程全体で行うキャリア教育の要となることを踏まえ、児童生徒の将来の在り方や生き方について主体的に考え、適切な進路選択を行う態度や能力を育成する。
- 特別活動が人間としての在り方生き方の中核的な指導の場面であることに留意し、児童生徒が社会において自立的に生きるための指導を行う。その際、道徳教育の全体計画及び道徳教育の目標と教科の関連表に基づいて、各教科、特に公民科や総合的な探究の時間との関連を図る。
- 児童生徒が活動を記録し蓄積する教材を活用するなどして、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動となるよう工夫する。



## 4 評価の充実

- 特別活動の目標を踏まえて、自校の実態に合わせて「評価の観点」とその趣旨を設定する。学習指導要領を確認し、各学校の実態に合わせて育成したい資質・能力を重点化して「評価の観点」とその趣旨を設定する。ホームルーム（学級）活動、生徒会（児童会）活動、学校行事それぞれについて「内容のまとめりごとの評価規準」を自校の実態に即して作成し、3観点で児童生徒の取組状況を見取る。

【特別活動における資質・能力の視点（「人間関係形成」）をもとに重点化を図った例】

互いの可能性を生かす関係をつくるための知識・技能	協働してよりよい集団生活を築くための思考・判断・表現	主体的に多様な他者と関係を深めようとする態度
個人と集団との関係性及び集団活動の意義を理解し、社会生活におけるルールやマナーに則った行動の仕方をも身に付けている。	様々な場面で、自分と異なる考えや立場にある多様な他者を尊重して認め合い、支え合ったり補い合ったりして、合意形成や意思決定をしている。	様々な集団に積極的に所属し、他者の価値観や個性を受け入れ、新たな環境のもとで互いのよさや可能性を発揮できる関係を築こうとしている。

- 指導要録における特別活動の記録については、学校ごとに作成した評価の観点に照らして、「十分満足できる活動の状況にある」と判断される場合は、所定欄に「○印」を記入する。
- 必要に応じて、特別活動の評価するための基礎資料である担任補助簿を作成し、評価の規準を説明できるようにしておく。

【補助簿を活用した総括的な評価方法の工夫(例)】

生徒	知識・技能	思考・判断・表現	態度	担任メモ	総括
A	①	②	③	①インターンシップの目的や自己の興味・関心を理解している。 ②インターンシップを通して自分のよさや課題を見つけ、自己の学校生活の課題につなげている。 ③進路に明確な目標をもち、自己の課題から意思決定した内容について、実践しようとしている。	○
B	①			①インターンシップを通じて働く意義を理解している。	

総括的な評価で○を付ける際、学校で共通理解を図っておく。

例)  
・各観点で、「十分満足できる活動の状況」である○の数の総計が～個以上であれば、総括に○を付ける。  
・各観点で全てに○が付いている場合、総括に○を付ける。

※ 担任補助簿の作成例を含む学習評価例については、文部科学省国立教育政策研究所「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料」第2編及び第3編に記載されている（以下のURL又は二次元コードより、アクセス可能）。

[https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820\\_hig\\_tokubetsuk.pdf](https://www.nier.go.jp/kaihatsu/pdf/hyouka/r030820_hig_tokubetsuk.pdf)



## 5 特別支援学校における配慮事項

特別支援学校においては、上記4項目に加え、適宜他の学級や学年を組み合わせ、集団構成を工夫するなどして、少人数による種々の制約を解消し、活発な集団活動が行われるように配慮する。

### ◎ ICT機器の活用について

特別活動の特質「集団活動、実践的な活動」の代替としてではなく、特別活動の学習の一層の充実を図るための有用な道具としてICTを位置付け、活用する場面を適切に選択し、教師の丁寧な指導の下で効果的に活用できるよう工夫する。

## V 定時制・通信制教育の充実

多様な学習ニーズに対応する教育の場として、教育の機会を提供し、生涯学習にも対応した定時制・通信制教育の充実に向けて、生徒一人一人の能力・適性等に応じた教育を実践するとともに、地域や学校の実態を踏まえた教育活動を行う。

### 1 指導体制の充実

- 生徒の進路希望や学習意欲を踏まえて、始業時間の工夫や定通併修及び単位制の導入など、柔軟な教育課程の編成を行い、生徒の積極的な学習活動を支援する。
- 通信制課程の入学・転編入学について、年2回以上の機会を設けるなどの柔軟な対応を可能にするため、教育課程等の工夫改善を行う。
- 他の学習関連機関や実務等で身に付けた技能を積極的に評価するとともに、生徒の学習負担の軽減を図る観点から、技能連携や実務代替の導入について検討する。
- 中学校時代に不登校であった生徒や特別な支援を必要とする生徒、外国籍生徒など、生徒の実態が多様化している状況が見られることから、生徒理解を深め、個に応じた指導を徹底するために、校内の教育相談体制の充実を図り、安心して学習を進められる環境づくりに努める。
- 学習意欲がありながら、経済的な理由により、著しく修学が困難な生徒に対しては、修学奨励金貸与の積極的な活用等の方策を講じることで、生徒の卒業に向けての支援を行う。

### 2 教科指導の充実

- 各教科・科目の指導においては、学習に関する興味・関心を高め、基礎的・基本的な事項の定着を図るため、生徒一人一人の実態に応じた目標を設定し、指導内容・方法について工夫・改善を行う。
- 「学習内容の理解」による充実感が得られ、「学ぶ喜び」を実感できる、魅力のある授業になるよう、適切な指導計画を作成するとともに、生徒の実態に応じた教材の選択や開発、指導力の向上に努める。
- 授業中における生徒の応答の姿勢や態度等は、社会生活を行う上での基礎・基本であると認識し、授業中の生徒指導を大切にすることで、規範意識の涵養に努める。
- 生徒の自己有用感を高め、積極的な進路選択ができる能力・態度の育成に資するため、特別活動や総合的な探究の時間等を活用して、在り方生き方に関する指導の充実を努める。
- 通信制課程の各教科・科目の指導や添削指導は、懇切かつ的確に行う。また、スクーリングについては、土・日曜日以外にも可能な限り設定し、その回数や場所を増やすなど、学習者の便宜を最大限に図る。

### 3 外部連携の充実

- 外部機関や専門機関との連携を図りながら、個々の生徒に対する理解を深め、一人一人の生徒の学習活動をサポートするとともに、個に応じた丁寧な指導を実践する。
- 学習効果を高めるために、家庭や雇用主との連携を密にした指導体制を確立するとともに、定時制・通信制教育への理解を図るため、地域や職場への広報活動を積極的に行う。
- 社会人講師の活用や職場見学等の体験学習を通して生徒の勤労観・職業観の醸成を図るとともに、学校の教育成果を地域へ積極的に情報発信することにより「地域に開かれた学校づくり」に努める。

## VI 障害に配慮した指導の充実

学校の教育活動全体を通して、児童生徒に、社会をよりよいものにしていく責任は自分たちにあるという公共の精神を自覚させ、諸課題の解決に主体的に取り組むことのできる力を身に付けさせる。あわせて、道徳性と社会性を養い、豊かな人間性と健やかな体をもった児童生徒の育成を図る。

### 1 高等学校、中等教育学校の特別な支援を必要とする生徒への教育

- きめ細かな実態把握に努め、学習又は対人関係等において生徒が示す多様な困難さを理解し、管理職のリーダーシップのもと、学級担任、教科担任、特別支援教育コーディネーター等が連携して行う指導・支援を充実する。
- チームで指導・支援に当たるために、校内委員会や各種会議等を生かした組織的かつ機能的な校内支援体制を充実する。
- 一人一人の教育的ニーズを的確に把握して指導・支援に当たるために、校内研修の充実を図るとともに、高等特別支援学校等の専門アドバイザーや専門家チーム等の活用を推進する。
- 「個別の教育支援計画」を活用して中学校からの接続や家庭・医療・福祉・保健・労働等の関係機関と連携し、学校全体で支援の方向性を確認し、校内組織や職員が役割を分担して行うチーム支援を充実する。
- 「個別の指導計画」を活用して授業や学校生活において配慮すべき事柄を整理し、個に応じたきめ細かな対応を充実する。
- 通級による指導において、学習上又は生活上の困難を改善・克服するために、「自立活動」の指導を充実する。

※ 気になる子の「個別の指導計画、個別の教育支援計画」パンフレット「高等学校生徒をチームで支援するために」及び「高等学校における特別な配慮が必要な生徒への切れ目ない支援の実現に向けて」、高等学校における通級による指導に係るリーフレット及びパッケージは以下の URL からダウンロードできる。

- ・総合教育センターホームページ「群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」  
<https://gunma-boe.gsn.ed.jp/>
- ・総合教育センター「特別支援教育センター指導資料」  
<https://center.gsn.ed.jp/tokushi>

### 2 特別支援学校の幼児児童生徒への教育

#### (1) 各障害種等における配慮事項について

##### ○ 視覚障害教育

- ・各教科等の指導に当たっては、聴覚、触覚及び保有する視覚などを十分に活用して、具体的な事物・事象や動作と言葉とを結び付けて、的確な概念の形成を図り、言葉を正しく理解し活用できるようにするとともに、点字又は普通の文字の読み書きを系統的に指導し、習熟を図る。視覚補助具や ICT、触覚教材、拡大教材及び音声教材等各種教材を効果的に活用して指導の効果を高める。また、場の状況や活動の過程等を的確に把握できるように十分配慮し、空間や時間の概念を養い、見通しを持って主体的に活動し、意欲的に学習に取り組むことができるようにする。
- ・職業的な自立や社会に適応する力の向上を目指し、専門性を生かした指導の工夫を行う。
- ・社会性や豊かな人間性の育成を図るため、交流及び共同学習を計画的・組織的に行い、地域や関係団体の人々との交流活動や理療などの奉仕活動及び弁論、英語スピーチ、芸術等の文化的行事並びに体育的行事への参加を推進する。いわゆる居住地校交流においては、実施に際しての課題を明確にするとともに、リーフレットの活用等により、居住地域の学校に対して、交流の意義等に係る理解促進に努める。

## ○ 聴覚障害教育

- ・各教科等の指導に当たっては、体験的な活動を通して、学習の基盤となる語句などについての確かな言語概念の形成を図り、発達に応じた思考力の育成に努める。また、聴覚障害の状態等に応じて、音声、文字、手話、指文字、ICT等を適切に活用して、発表や話し合いなどの学習活動を積極的に取り入れ、的確な意思の相互伝達が行われるよう指導方法を工夫する。さらに、補聴器や人工内耳等の利用により、それぞれが保有する聴覚を最大限に活用し、効果的な学習活動が展開できるようにする。
- ・自らの在り方生き方を考えた進路選択ができるよう、職業生活及び家庭生活等に必要な知識、技能及び態度を育成する。
- ・社会性や豊かな人間性の育成を図るため、交流及び共同学習を計画的・組織的に行い、地域生活に基盤をおいた望ましい対人関係の育成、社会生活への関心及び集団参加意欲を高めることができるような指導を工夫する。いわゆる居住地校交流においては、実施に際しての課題を明確にするとともに、リーフレットの活用等により、居住地域の学校に対して、交流の意義等に係る理解促進に努める。

## ○ 肢体不自由教育

- ・各教科等の指導に当たっては、体験的な活動を通して言語概念等の形成を的確に図り、障害の状態や発達の段階に応じた思考力、判断力、表現力等の育成に努める。また、健康状態、学習時の姿勢、身体の動きの状態や認知の特性、生活経験の程度等に応じた指導に留意し、指導方法を工夫する。さらに、身体の動きや意思の表出の状態等に応じて、適切な補助具や補助的手段を工夫するとともに、ICTを有効に活用して学習効果を高める。
- ・保護者及び医療機関等関係機関との情報交換を積極的に行い、日頃から健康状態について十分に把握するとともに、健康状態の変化等を的確に捉え、迅速な対応ができるよう職員間の情報の共有及び組織的な対応に努める。
- ・安全な学習環境の整備を徹底する。
- ・社会性や豊かな人間性の育成を図るため、交流及び共同学習を計画的・組織的に行い、地域生活に基盤を置いた望ましい対人関係の育成、社会生活への関心及び集団参加意欲を高めることができるような指導を工夫する。いわゆる居住地校交流においては、実施に際しての課題を明確にするとともに、リーフレットの活用等により、居住地域の学校に対して、交流の意義等に係る理解促進に努める。

## ○ 病弱教育

- ・各教科等の指導に当たっては、学習状況や病気の状態、授業時数の制約等に応じて、指導内容を適切に精選し、基礎的・基本的な事項に重点を置くとともに、指導内容の連続性に配慮したり、各教科等相互の関連を図ったりして、効果的な学習活動を展開する。病気のため、姿勢の保持や長時間の学習活動に困難がある場合には、姿勢の変換や適切な休養の確保などに留意する。
- ・健康状態の維持や管理、改善に関する内容の指導に当たっては、自己理解を深めながら学びに向かう力を高めるために、自立活動における指導との密接な関連を保ち、学習効果を一層高めるようにする。体験的な活動を伴う内容の指導に当たっては、病気の状態や学習環境に応じてICTの活用を図り、間接体験や疑似体験、仮想体験等を取り入れるなど、指導を工夫する。
- ・社会性や豊かな人間性の育成を図るため、児童生徒の病気の状態等に応じ、情報機器を活用するなど実施方法を工夫して可能な範囲で小中学校や高等学校等との交流及び共同学習を計画的・組織的に行い、地域生活に基盤を置いた望ましい対人関係の育成、社会生活への関心及び集団参加意欲を高めるような指導を工夫する。



## ○ 知的障害教育

- ・教科別で指導する場合や各教科等を合わせて指導する場合は、障害の状態や生活経験等に応じた具体的な目標・指導内容・手立て等を年間指導計画及び個別の指導計画で明確にするとともに、生活に結び付いた具体的な活動を授業の中心に据えるなどして指導の効果を高める。また、ICTの活用を図り、指導を工夫する。
- ・障害の状態等に応じた進路指導ができるよう、個別の教育支援計画を活用して、家庭及び地域や福祉、労働等の関係機関との連携を密にし、小学部段階から社会生活への適応力を高めるための指導について工夫する。中学部・高等部においても、進路情報の収集及び活用に努め、キャリア教育の充実を図る。
- ・社会性や豊かな人間性の育成を図るため、交流及び共同学習を計画的・組織的に行い、地域生活に基盤を置いた望ましい対人関係の育成、社会生活への関心及び集団参加意欲を高めるような指導を工夫する。いわゆる居住地校交流においては、実施に際しての課題を明確にするとともに、リーフレットの活用等により、居住地の学校に対して、交流の意義等に係る理解促進に努める。

## (2) 各教科等の指導における留意事項等について

特別支援学校では、①幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、②個々の障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服するために、「自立活動」という領域が特別に設けられている。

なお、子どもの障害の状態等に応じた、弾力的な教育課程が編成できるようになっている。また、③知的障害者を教育する特別支援学校については、知的障害の特徴や学習上の特性などを踏まえ、独自の教科及びその目標や内容が示されている。

### ① 準ずる教育を行う場合の教科等の指導について

**特別支援学校の小学部の各教科の目標は小学校に、中学部の各教科の目標は中学校に準じ、基礎・基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実する。**

- ・児童生徒が、自らの課題意識に基づいて課題追求することを重視し、体験的な学習や基礎的・基本的な知識及び技能を活用した課題解決的な学習を積極的に取り入れる。
- ・児童生徒一人一人の障害の状態や特性及び能力等に応じた指導を展開するため、補充的な学習や発展的な学習などの指導方法の改善に努める。

※ 「はばたく群馬の指導プラン」とその実践事例集は以下の URL からダウンロードできる。

- ・総合教育センターホームページ「群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」

<https://gunma-boe.gsn.ed.jp/>

### ② 自立活動の指導について

**自立活動は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的として、特別支援学校の教育課程に特別に設けられた指導領域で、学習指導要領にある目標、内容を基に学校の教育活動全体を通じて適切に指導する。**

- ・自立活動の内容は、6つの区分（「健康の保持」、「心理的な安定」、「人間関係の形成」、「環境の把握」、「身体の動き」、「コミュニケーション」）の下に、それぞれ3～5の項目が示されている。指導に当たっては、27の項目の中から幼児児童生徒の実態把握に基づき、学習指導要領等に示されている内容から必要な項目を選定し、それらを相互に関連付けて具体的な指導内容を設定する。
- ・自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて実施されるため、自立活動の時間における指導と各教科等の指導と密接な関連を保ち、年間指導計画や個別の指導計画を作成するとともに、学習指導案への反映に努める。

③ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の取扱い

- 小学部：生活、国語、算数、音楽、図画工作及び体育の各教科、特別の教科 道徳、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての児童に履修させるものとする。また、外国語活動については、児童や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。
- 中学部：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育及び職業・家庭の各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。また、外国語科については、生徒や学校の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。
- 高等部：国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業及び家庭の各教科、特別の教科 道徳、総合的な探究の時間、特別活動並びに自立活動については、特に示す場合を除き、全ての生徒に履修させるものとする。  
外国語及び情報の各教科については、学校や生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。専門学科においては、上記のほか、家政、農業、工業、流通・サービス及び福祉がある。

- ・各教科等の指導を行う場合、また各教科等を合わせて指導する場合においては、具体的、実際的な場面で、児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じた体験的な活動を取り入れ、日頃の生活に結び付く指導となるよう工夫する。
- ・各教科等を合わせて指導する場合は、個別の目標を達成することができるよう、各教科等の具体的な指導内容をそれぞれ関連付け、個別の指導計画に記述し、個に応じた指導の充実を努める。
- ・児童生徒一人一人が主体的に活動できるような学習テーマを設定する。その際、教師と一緒に活動する、手本を示す、見守りながら自分で選んだり決めたりすることを促す等、個に応じた丁寧な支援を徹底する。

### 3 特別支援学校が行う助言又は援助（センター的機能）

**特別支援学校は、教師の専門性や施設・設備を生かし、障害のある幼児児童生徒の教育について、学校・園の教職員に対して特別支援教育に関する必要な助言又は援助を行う。**

- 特別支援学校は、障害のある幼児児童生徒の学校生活や家庭生活の充実を図るために、専門アドバイザーを中心に、電話相談、来校相談、巡回相談等の特別支援教育に関する相談の充実に努める。

- ① ケース会議の実施及び運営に係る助言、実態把握の仕方、指導内容・方法に関する助言及び援助、教育課程や授業づくり、校内体制の整備、教育環境作り、保護者への対応等を通して、幼稚園等、小中学校や高等学校等への支援の充実に努める。
- ② 各特別支援学校間でネットワークを構築し、地域別、機能別に役割分担を行い、適切な助言や援助を行う。
- ③ 障害のある幼児児童生徒を支援するため、特別支援学校間はもとより、市町村教育委員会、教育事務所、保健福祉事務所、医療・福祉・保健・労働等の関係機関との連携強化に努める。

- 各学校は、特別支援教育に関する専門性を生かして、積極的に授業や研修会、講演会等を小中学校や高等学校等の教員に公開し、県内教職員の資質向上に寄与する。

※ 発達障害のある子どもへの理解と支援リーフレット「そんなとき、こんなとき、『パッケージ』を活用しましょう」、発達障害理解推進リーフレット及びパッケージ（ver.05）「学校サポートパッケージ」「教員研修パッケージ」「児童生徒の発達障害理解教育パッケージ」「保護者向け研修会・講演会パッケージ」は以下の URL からダウンロードできる。

- ・ 総合教育センターホームページ「群馬県教育委員会 各課発行・提供資料」  
<https://gunma-boe.gsn.ed.jp/>